

平成14年2月20日

東京都包括外部監査人

筆 谷 勇

平成13年度包括外部監査報告書を地方自治法第252条の37第5項及び平成13年4月1日付包括外部監査契約書第7条の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

平成 13 年度  
包括外部監査報告書

東京都包括外部監査人

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

## 包括外部監査報告の概要

### 1 監査の対象とした特定の事件名（監査のテーマ）

#### （１）試験研究機関の管理運営について

対象機関：環境科学研究所、衛生研究所、薬用植物園、産業技術研究所、皮革技術センター、食品技術センター、城東地域中小企業振興センター、城南地域中小企業振興センター、農業試験場、畜産試験場、水産試験場、林業試験場、土木技術研究所、財団法人東京都老人総合研究所、財団法人東京都医学研究機構

#### （２）中央卸売市場の経営管理について

対象局：中央卸売市場

#### （３）監理団体の経営管理について

対象団体：東京都道路公社、財団法人東京港埠頭公社

### 2 テーマ別の指摘・意見の件数

テーマ	指摘	意見	合計
試験研究機関の管理運営	37	52	89
中央卸売市場の経営管理	4	8	12
監理団体の経営管理	5	21	26
合計	46	81	127

## 試験研究機関の管理運営について

## 目 次

第 1	監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	監査の対象	1
3	監査対象部署	39
4	監査の期間	39
5	監査の方法	39
6	監査の着眼点	40
第 2	監査の結果	47
	< 共通 >	47
	( 意見 )	47
1	評価のための費用集計方法について	47
	( 1 ) 発生主義の思考に基づいた行政コスト計算の方法について	47
	( 2 ) 試験研究課題別の研究費に係る管理システムの構築について	48
	( 3 ) 試験研究課題別の費用把握の方法について	48
2	試験研究課題の内訳別予算の設定について	50
3	外部評価委員会等への経済的視点の導入について	52
4	外部資金の導入について	53
5	人事の交流・人材の登用について	54
6	研究職員の育成について	56
7	職員の職務発明等に関する規程について	56
8	全庁的な取組みについて	57
9	中小企業支援組織について	58
10	設備・警備管理委託等について	60
11	清掃委託等について	62
12	機器の利用増進について	63
13	機器の利用状況の把握について	64
	( 指摘 )	65
14	研究課題評価の実施要領の整備について	65
	( 1 ) .. 統一的研究課題評価の実施要領を作成すべきもの	65
	( 2 ) .. 評価結果公表内容を明確化すべきもの	66
15	手数料・使用料の改訂を適時に実施すべきもの	67
16	備品の管理について	68
	( 1 ) .. 備品の棚卸をすべきもの	68
	( 2 ) .. 備品管理資料の重複を改善すべきもの	68

(3) .. 物品管理番号シールを備品に貼付すべきもの .....	69
(4) .. 所在場所別物品一覧表のデータを適時に更新すべきもの .....	70
17 . 賃借料の契約目途額を適切に設定すべきもの .....	71
18 . 再リース料の価格検討を十分すべきもの .....	71
<b>&lt;環境科学研究所&gt;</b> .....	72
(意見) .....	72
19 . 研究評価部会の構成について .....	72
<b>&lt;衛生研究所&gt;</b> .....	73
(意見) .....	73
20 . 研究テーマと予算の配分方法について .....	73
21 . 研究評価会議について .....	74
<b>&lt;薬用植物園&gt;</b> .....	75
(意見) .....	75
22 . 栽培研究について .....	75
<b>&lt;産業技術研究所&gt;</b> .....	76
(指摘) .....	76
23 . 経常研究の内部評価の適正化をはかるべきもの .....	76
24 . 通常、民間で行われていない研究をすべきもの .....	76
25 . 研究の適切な進行管理をすべきもの .....	77
(意見) .....	78
26 . 墨田庁舎の賃借料について .....	78
27 . 放射線利用施設について .....	78
28 . 研修の受講料について .....	79
<b>&lt;皮革技術センター&gt;</b> .....	80
(指摘) .....	80
29 . 物品を適切な時期に取得すべきもの .....	80
<b>&lt;食品技術センター&gt;</b> .....	81
(意見) .....	81
30 . 東京都中小企業振興公社との関係について .....	81
<b>&lt;城東地域中小企業振興センター&gt;</b> .....	82
(指摘) .....	82
31 . 保有図書及びビデオテープを有効活用すべきもの .....	82
(意見) .....	82
32 . 会議室の利用状況について .....	82
<b>&lt;城南地域中小企業振興センター&gt;</b> .....	83
(意見) .....	83

3 3 . 共同開発用、自己研究用の機器利用状況の把握について.....	83
3 4 . 機器の再リースの継続について .....	83
<b>&lt; 農業試験場 &gt;</b> .....	84
（指摘） .....	84
3 5 . 試験研究課題の外部評価を網羅的に実施すべきもの.....	84
（意見） .....	85
3 6 . 評価指標の設定について.....	85
3 7 . 農業試験場の戦略的運営方法の検討について .....	85
<b>&lt; 畜産試験場 &gt;</b> .....	86
（意見） .....	86
3 8 . Tokyo - X 豚の種豚供給コストについて.....	86
3 9 . 研究課題の外部評価における客観的指標の採用について.....	87
<b>&lt; 水産試験場 &gt;</b> .....	88
（指摘） .....	88
4 0 . 試験研究課題の外部評価を網羅的に実施すべきもの.....	88
4 1 . 研究の継続可否の判断を每期実施すべきもの .....	88
4 2 . 研究目的を達成するように研究すべきもの .....	89
4 3 . 長期保全計画を作成すべきもの .....	89
（意見） .....	90
4 4 . 中期計画の策定について.....	90
4 5 . 今後の検討課題について.....	90
（1）...戦略的研究の必要性の検討について.....	90
（2）...資源管理の方向性の検討について .....	91
（3）...本場の立地場所の検討について .....	91
<b>&lt; 林業試験場 &gt;</b> .....	92
（指摘） .....	92
4 6 . 日原林業試験林を有効活用すべきもの .....	92
（意見） .....	92
4 7 . 国庫補助等による研究テーマについて .....	92
<b>&lt; 土木技術研究所 &gt;</b> .....	93
（指摘） .....	93
4 8 . 受託調査研究の終了報告を徹底すべきもの .....	94
（意見） .....	95
4 9 . 受託研究費に係る規程の整備について .....	95
5 0 . 中期計画の策定について.....	95
5 1 . プロジェクト研究の見直しについて.....	95



5 2 . 調査・研究のあり方と改善の方向について .....	96
<財団法人東京都老人総合研究所、財団法人東京都医学研究機構> .....	97
(指摘) .....	97
5 3 . 同様の研究をしている国、他の自治体、大学等の研究機関と積極的に協力を推進すべきもの .....	97
5 4 . 都の研究機関の間で、共同または協力して研究することが求められるもの .....	99
5 5 . 研究活動について .....	100
( 1 ) 本部として研究活動予算を管理すべきもの .....	100
( 2 ) 共同研究について積極的に推進し、かつ規程を整備すべきもの .....	100
( 3 ) 研究の一貫性・継続性等に考慮すべきもの .....	101
( 4 ) 発明の届出規程を厳格に運用すべきもの .....	102
5 6 . 研究評価について .....	103
( 1 ) 研究評価方法の整備をおこなうべきもの .....	103
( 2 ) 研究評価をプロジェクト研究の予算配分に反映すべきもの .....	103
( 3 ) 評価結果を研究の継続性等の検討に活かすべきもの .....	104
( 4 ) 研究評価の業務委託の範囲を適切にすべきもの .....	105
5 7 . 東京都監理団体指導監督基準(平成 13 年 4 月 1 日最終改定)に準拠すべきもの .....	106
5 8 . 物品の取得時期を適切にすべきもの .....	107
5 9 . 受託研究費の取扱いについて整備すべきもの .....	108
6 0 . 販売用図書在庫管理と会計処理を適切に行うべきもの .....	109
( 1 ) 販売用図書に対する在庫評価を変更すべきもの .....	109
( 2 ) 販売用図書の实地棚卸及び在庫管理をすべきもの .....	109
( 3 ) 著作権の整備についてをすべきもの .....	109
(意見) .....	110
6 1 . 研究所のあり方について .....	110
6 2 . 東京都医学研究機構と東京都老人総合研究所の統合の検討について .....	112
6 3 . 補助金額の圧縮方針について .....	113
6 4 . 研究員の身分について .....	114
6 5 . 特許等の取得について .....	115
6 6 . 研究テーマ(特に経常研究)と、都民の医療・福祉の結びつきについて .....	117
6 7 . 外部資金に係る受入状況の開示について .....	121
6 8 . 広報活動の効率化について .....	119
6 9 . 3 研究所統合による事務の効率化について .....	121
7 0 . 物品購入手続の効率化について .....	121
7 1 . 固定資産の償却開始時期について .....	122
7 2 . 科学研究費補助金の会計処理について .....	122

7 3 . 講演活動について.....	123
< 提言 > .....	124
1 試験研究機関の設置形態について .....	124
2 都立の大学との連携について.....	125
3 首都圏の研究機関の連携について .....	126

## 第 1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第 252 条の 27 第 2 項に基づく包括外部監査

### 2 監査の対象

「試験研究機関の管理運営について」

(事件を選定した理由)

東京都は、試験研究機関に対して毎年 200 億円の支出を行っている。

しかし、その成果(費用対効果)が、都民の住生活の向上及び住生活を取り巻く環境の改善に対して、十分な成果が上っているかどうかはわかりにくい。

そこで、試験研究機関の財務事務が、

関係法令に準拠して遂行されているかどうか

経済性、効率性及び有効性の視点から試験研究事業の経営管理が行われているか

さらに管理運営事務が地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の趣旨を達成していくように運営されているかどうか

について監査をする必要を認めたために「東京都の試験研究機関」を特定の事件として選定した。

(事業等の概要)

監査の対象とした試験研究機関は、以下の 15 である。

環境科学研究所

衛生研究所

薬用植物園

産業技術研究所

皮革技術センター

食品技術センター

城東地域中小企業振興センター

城南地域中小企業振興センター

農業試験場

畜産試験場

水産試験場

林業試験場

土木技術研究所

財団法人東京都老人総合研究所

財団法人東京都医学研究機構

なお、試験研究機関の概要は次のとおりである。

## 環境科学研究所の概要

所 在 江東区新砂 1 - 7 - 5

目 的 環境行政施策の推進に必要な科学的知見や技法を行政部門へ提供することを基本的役割として設立された試験研究機関である。

現在、大気汚染、ダイオキシン、環境ホルモン等の様々な環境課題に対し、調査研究に取り組んでいる。

沿 革

- ・ 昭和 4 3 年 大気汚染や水質汚濁などの産業型公害が激化した時代に、公害の解消を図るため、先進的な「東京都公害研究所」として設立された。
- ・ 昭和 6 0 年 現在の江東区新砂に移転し、複雑多様化する環境問題に取り組むため、「東京都環境科学研究所」と名称を改めた。
- ・ 平成 1 2 年 総合的な環境問題に取り組むため、清掃研究所との統合を図り、廃棄物対策を加えた。

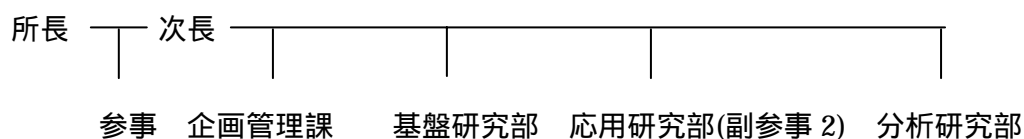
研究・検査等の比率 (単位：%)

調査研究	試験検査	民間普及
9 0	1 0	0

主な研究テーマ

- ・ 大気環境が生活環境に及ぼす影響等に関する研究
- ・ 有害大気汚染物質の挙動に関する研究
- ・ 水域環境の調査・測定分析に関する研究
- ・ 水域生態系の保全に関する研究
- ・ 都市域生態系の保全に関する研究
- ・ 地球環境対策の研究
- ・ 大気汚染対策の研究
- ・ 水質汚染対策の研究
- ・ 廃棄物対策の研究
- ・ 自動車排出ガス対策の研究
- ・ 騒音・震動対策の研究
- ・ 大気・水質汚染物質の測定及び精度管理
- ・ 微量有害物質の測定分析研究
- ・ 大気・水質汚染等の計測に関する研究

組 織



決算

(単位：千円)

区 分	平成 12 年度	平成 11 年度	増 減	備 考
歳入				
1 使用料及び手数料	26,681	16,413	10,268	自動車排出ガス低減装置性能試験等に係る手数料の増による。
2 国庫支出金	76,422	1,608	74,814	燃料電池に係る補助金及び臭覚測定に係る評価手法等検討調査等の増による。
3 財産収入	145	0	145	セメント特許実施収入の増による。
4 諸収入	662	1,018	356	国際協力事業団からの人件費補填の減による。
歳入合計	103,910	19,039	84,871	
歳出				
環境科学研究所費	594,955	407,034	187,921	
1 調査研究費	140,376	97,855	42,521	清掃研究所との統合による増
2 管理運営	101,962	108,327	6,365	
3 建物維持管理	169,156	171,602	2,446	
4 車排ガス測定体制の整備	33,655	29,250	4,405	
5 新未利用I礼キ <sup>®</sup> の導入	149,806	0	149,806	燃料電池の更新による増(1/2 国庫補助)
施設整備費	0	85,575	85,575	H11 年度配管設備の更新工事実施のため
管理費 ダイキン及び環境ホム	41,202	44,967	3,765	
歳出合計	636,157	537,576	98,581	

## 衛生研究所の概要

### 所 在

新宿区百人町 3 - 2 4 - 1

### 目 的

地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、衛生行政における科学的かつ技術的中核機関として、関係行政部局、保健所等との緊密な連携の下に、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の解析・提供を行うことを目的とする。

### 沿 革

昭和 2 4 年 3 月	東京都立衛生研究所設置（ 6 部 1 7 課 7 出張所）
昭和 4 1 年 4 月	2 3 区の 6 出張所が保健所に移管
昭和 4 3 年 4 月	立川出張所が多摩支所と改称
平成 9 年 4 月	多摩地区保健所の検査機能を集中化し、多摩支所の機能強化
平成 1 0 年 5 月	改築第一期工事竣工（平成 7 年 3 月着工） 第二期工事（本館）については「財政再建推進プラン」の方針により着工中断

### 研究・検査等の比率

（単位：％）

調査研究	試験検査	民間普及
1 0	9 0	0

### 主な研究テーマ

- ・ 地域における健康危機管理システムの構築
- ・ 新興・再興感染症の疫学解析に関する研究
- ・ 微生物検査における簡易・迅速検査法の開発
- ・ 健康食品による危害の未然防止に関する研究
- ・ 有機農産物の品質に関する研究
- ・ 外因性内分泌かく乱化学物質による生体影響に関する研究
- ・ 感染症およびその他の疾病の予防に関する調査研究
- ・ 医薬品等の品質と安全性に関する調査研究
- ・ 食品の安全性確保および健康を保持するための食生活に関する調査研究
- ・ 生活環境とヒトの健康に関する調査研究
- ・ 環境化学物質、食品添加物、医薬品の毒性に関する調査研究

組 織

所長	事務部（庶務課・経理課）
	微生物部（細菌第一研究科・細菌第二研究科・ウイルス研究科）
	理化学部（医薬品研究科・微量分析研究科）
	生活科学部（乳肉衛生研究科・食品研究科・食品添加物研究科・ 栄養研究科）
	環境保健部（環境衛生研究科・水質研究科）
	毒性部（薬理研究科・病理研究科）
	精度管理室
	多摩支所

決 算

（単位：千円）

区 分	平成 12 年度	平成 11 年度	増 減	備 考
歳入				
使用料及び手数料	174,319	174,107	212	
国庫支出金	8,677	18,030	9,353	国からの受託事業の減による
諸収入	12,908	16,516	3,608	
歳入合計	195,904	208,653	12,749	
歳出				
管理運営	97,004	120,892	23,888	
建物維持管理	487,289	497,075	9,786	
研究	47,382	109,916	62,534	研究費の方針減及び環境ホルモ ン分析用機器等の整備 終了に伴う減
技術研修	11,954	13,345	1,391	
備品整備	123,462	150,119	26,657	
試験検査	413,997	457,893	43,896	
放射能測定等	8,677	18,030	9,353	国からの受託事業の減による
歳出合計	1,189,765	1,367,270	177,505	

## 薬用植物園の概要

所 在 東京都小平市中島町 2 1 番 1 号

目 的 ケシ、大麻を始め、生薬や漢方製剤を構成する薬用植物、有毒植物、ハーブ及びこれらの関連植物を整備し、栽培研究、成分の試験研究等を通じて、医薬品の品質確保及び安定供給を図ることにより、薬務行政の適正な執行並びに都民の医療水準の向上に寄与する。

沿 革 昭和 2 0 年 1 0 月 世田谷区用賀町に「東京都用賀薬用植物栽培場」を設置  
昭和 2 1 年 4 月 現在地に「東京都小平薬用植物栽培場」を設置  
昭和 2 6 年 6 月 「東京都小平薬用植物園」に改称  
昭和 2 7 年 1 1 月 「東京都用賀薬用植物栽培場」を統合  
昭和 3 2 年 4 月 「東京都薬用植物園」に改称

研究・検査等の比率 (単位：%)

調査研究	試験検査	民間普及
9 0	1 0	0

注 調査研究には、特定テーマを設定している栽培研究のほか、園内すべての薬用植物の栽培（種苗の維持・保存）を含む。

来園者対応など上記以外の業務は除いて比率を積算している。

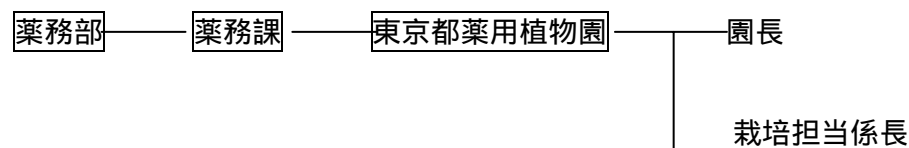
民間普及は主に間接的に行っており、現在のところ直接的な指導はあまり行っていない。

### 主な研究テーマ

- ・国内栽培のための研究（エンゴサク、タンジン）
- ・野生種の栽培化（オオツツラフジ）
- ・栽培法の改良（カラスビシャク、コガネバナ）
- ・基原植物の生薬学的研究（オケラ属植物、サイシンの基原植物、タクシャの基原植物）
- ・ケシに関する研究（ハカマオニゲシ、ケシ）
- ・厚生労働省の作成した栽培指針に基づく確認栽培（オオカラスウリ、ムラサキ）
- ・全国薬務主管課長会薬用植物調査部会の試作栽培（ウイキョウ）
- ・栽培品の品質評価（サイシン他）

\* ( ) 内は 13 年度研究品目

### 組 織





決算

(単位：千円)

区 分	平成 12 年度	平成 11 年度	増 減	備 考
歳入				
諸収入	643	96	547	けし特別講習会 による増
歳出				
人件費(常勤)	50,297	60,856	10,559	事務職員(1名) 常勤 非常勤
”(非常勤)	10,376	5,621	4,755	”
人件費計	60,673	66,477	5,804	
賃金	6,765	7,094	329	
光熱水費	6,676	6,726	50	
一般需用費	4,800	6,531	1,731	
委託料	12,646	14,596	1,950	
工事請負費	2,415	824	1,591	園内補修実績増
その他	1,741	1,514	227	
事業費計	35,043	37,285	2,242	
歳出合計	95,716	103,762	8,046	

\* 事業費人件費(12年度657千円、11年度753千円)

## 産業技術研究所の概要

### 所 在

西が丘庁舎 北区西が丘三丁目13番10号

駒沢庁舎 世田谷区深沢二丁目11番1号

墨田庁舎 墨田区横網一丁目6番1号国際ファッションセンタービル12階

八王子庁舎 八王子市明神町三丁目19番1号

目 的 産業技術の研究とその成果の普及とを通じて、都内中小企業の振興を図り、もって都民生活の向上に寄与するため。

### 沿 革

大正10年10月 府立東京商工奨励館（東京都立工業奨励館の前身）設立

大正13年8月 東京市電気研究所（東京都電気研究所の前身）設立

昭和2年3月 府立染織試験場（東京都立繊維工業試験場の前身）設立

昭和19年6月 東京都立繊維工業試験場と改称

昭和34年7月 東京都立アイソトープ総合研究所設立

昭和45年12月 東京都立工業奨励館と東京都電気研究所を統合し、東京都立工業技術センター設立

平成9年4月 東京都立工業技術センターと東京都立アイソトープ総合研究所を統合し、東京都立産業技術研究所として発足

平成12年4月 東京都立繊維工業試験場と統合し、東京都立産業技術研究所となる。

### 研究・検査等の比率

（単位：％）

調査研究	試験検査	民間普及
38.6	29.4	32.0

### 主な研究テーマ

#### 技術開発研究

- ・ 特異的吸着性を利用した吸水性材料の開発
- ・ 三次元小型アンテナの開発
- ・ 都市廃棄物を利用した建材用結晶化ガラスの開発
- ・ 低騒音型超音波洗浄機の開発
- ・ 水系クリーニングに対応した製品化技術
- ・ 電磁波シールド素材のアパレル製品への応用技術
- ・ 再生ポリエステル繊維の表面処理効果

#### 地域コンソーシアム研究開発

- ・ ICプローブ接触手法の開発と試作

#### 中小企業創造基盤技術開発研究

・超精密金型のリサイクルを可能にするダイヤモンドライクカーボン表面改質技術の開発

経常研究

- ・イオン加速器を用いた複合イオンビーム分析法の開発
- ・省エネと保守性を向上させたインテリジェント信号機の開発

共同開発研究

- ・超音波ねじり振動を用いた円筒研削によるマイクロ焼結ダイヤモンド工具の開発
- ・環境規制に対応した電気ニッケルめっき液の実用化
- ・廃プラスチック及び古紙炭化物を原料とした環境浄化材の開発
- ・ボルト締付け軸力安定化剤の開発

組 織

管 理 部（庶務課、施設課、安全管理課）

技術企画部（企画普及課、技術評価室、墨田分室、八王子分室）

生産技術部（材料技術グループ、表面技術グループ、精密加工技術グループ、電子技術グループ、計測応用技術グループ、精密分析技術グループ、電気応用技術グループ、情報システム技術グループ、放射線応用技術グループ）

製品技術部（製品科学技術グループ、資源環境技術グループ、アパレル技術グループ、ニット技術グループ、テキスタイル技術グループ）

決算

(単位：千円)

区 分	平成 12 年度	平成 11 年度	増 減	備 考
歳入				
依頼試験	134,988	143,415	8,427	繊維工業試験場 と平成12年4月1 日に統合。
受託事業	10,226	17,853	7,627	
一般指導	13,062	11,295	1,767	
管理運営	4,282	6,700	2,418	
技術開発研究(国庫補助事業)	11,002	7,907	3,095	
産学公連携研究開発事業	8,660	0	8,660	
ものづくり開発支援センター運営事業	2,086	1,535	551	
施設整備(国庫補助事業)	9,602	11,000	1,398	
施設整備(東京都単独事業)	0	9,030	9,030	
ものづくりIT融合化支援事業	39,997	0	39,997	
歳 入 合 計	233,906	208,735	25,170	
歳出				
依頼試験	38,370	40,527	2,157	
経常研究	49,053	56,112	7,059	
受託事業	9,522	9,194	328	
一般指導	28,561	34,326	5,765	
中小企業活性化技術支援	6,792	33,236	26,444	テーマ数減
電子計算機運営	66,250	92,297	26,047	
放射線安全管理	46,546	43,155	3,391	
建物維持管理	324,092	325,039	947	
管理運営	134,749	136,529	1,780	
国際ファクションセンターへの移転	477,305	0	477,305	墨田庁舎移転
商工系試験研究機関の統合	10,762	0	10,762	墨田庁舎移転
技術開発研究(国庫補助事業)	20,304	15,772	4,532	
技術開発研究(東京都単独事業)	41,072	77,602	36,530	テーマ数減
共同開発研究	57,667	44,671	12,996	
産学公連携研究開発事業	9,711	0	9,711	12年度事業開始
ものづくり開発支援センター運営事業	11,146	7,837	3,309	事業規模拡大
施設整備(国庫補助事業)	0	16,727	16,727	11年度事業終了
施設整備(東京都単独事業)	88,407	174,637	86,230	予算削減
ものづくりIT融合化支援事業	39,994	0	39,994	12年度補正予算
歳 出 合 計	1,460,303	1,107,661	352,642	



## 皮革技術センターの概要

所 在 東京都墨田区東墨田 3 - 3 - 1 4

目 的

皮革工業技術の向上とその成果の普及を図ることにより、東京都における伝統的地場産業である皮革関連中小企業の振興に寄与する。

沿 革

昭和 49 年から 52 年まで業界の実態調査、設置計画等の検討を重ね、昭和 53 年に基本構想を決定。昭和 56 年 8 月から建設工事に着手し、昭和 58 年 4 月に開所した。その後、61 年 3 月に薬品倉庫、62 年 1 月に第二実験棟を、そして平成 5 年 3 月に第三実験棟をそれぞれ建設した。

研究・検査等の比率 (単位：%)

調査研究	試験検査	民間普及
34.5	22.2	43.3

(研究員 9 名、除く所長と管理係 5 名)

主な研究テーマ

(1) 製革技術の改善の研究

環境に配慮した製革技術の開発 脱脂法の研究

豚革製造におけるクリーンテクノロジーの開発

(2) 豚皮の有効利用の研究～豚皮の食品等への利用

(3) 新製品の開発研究～非クロム革製品の開発

(4) 革及び革製品の消費科学的研究

ミンク毛皮の光劣化の原因と予防法の検討

革素材の分析方法の検討 ノルフェノールの測定

(5) 副産物の有効利用に関する研究～非クロム系副産物の有効利用に関する研究

組 織

定数 13 名 (現員 15 名)

所長 (専門参事)

管理係

副参事研究員

研究員

技能職

(注) ○内の数は現員数

決算

(単位：千円)

区 分	平成 12 年度	平成 11 年度	増 減	備 考
歳入				
依頼試験	4,386	4,222	164	
受託事業	629	756	-127	
一般指導	2,309	2,280	29	
皮革産業技術者 研修	486	512	-26	
皮革産業技術者 指導	1,801	1,415	386	
技術開発研究	20	0	20	
管理運営	54	34	20	
歳入合計	9,685	9,218	467	
歳出				
依頼試験	1,322	1,392	70	
経常研究	4,057	4,752	695	
受託事業	731	770	39	
一般指導	12,673	14,814	2,141	
中小企業活性化 技術支援	199	403	204	1
皮革産業技術者 研修	971	1,029	58	
皮革産業技術指 導	3,664	2,887	777	
ゴム鞣し廃液循 環利用等指導	3,516	1,738	1,778	実地指導対象工 場等の増(68社 112社)
技術開発研究	14,842	18,202	3,360	
建物管理	29,999	27,439	2,560	
維持管理	10,128	9,517	611	
施設整備	2,121	25,449	23,328	11年度 空調設 備の更新工事
歳出合計	84,223	108,392	24,169	

1 中小企業活性化技術支援事業・・・指導対象企業の減少（衣料革製造から靴裏革製造等へ移行したため）

## 皮革技術センター台東支所の概要

所 在 東京都台東区花川戸 1 - 1 4 - 1 6

目 的 東京都における伝統的地場産業である皮革・靴はきもの関連産業に係る中小企業の振興に寄与するため、試験・研究、技術指導・相談、情報提供等を行い、技術の向上と研究成果の普及を図る。

### 沿 革

昭和 4 4 年度 東京都民生局に同和対策室を設置

昭和 4 6 年度 同和対策主管局を民生局から総務局へ移管

昭和 4 7 年度 昭和 4 7 年度 7 月 1 日東京都産業労働会館発足、業務課で事業開始

平成 1 0 年度 平成 1 0 年 7 月 1 6 日東京都立皮革技術センター台東支所発足

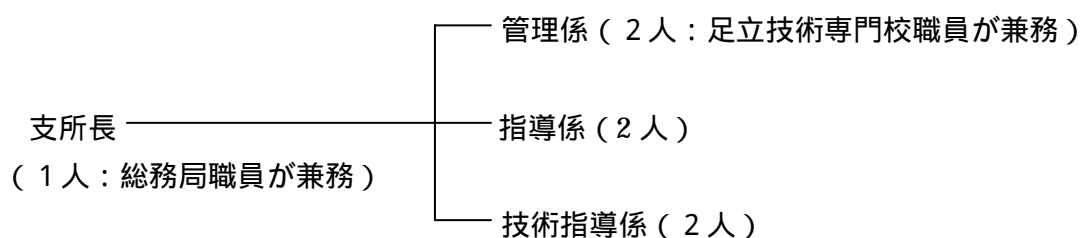
研究・検査等の比率 (単位：%)

調査研究	試験検査	民間普及
2 5	3 7 . 5	3 7 . 5

### 主な研究テーマ

- 1 接着剤のクリープ試験の研究
- 2 靴の透湿度試験方法の検討に関する研究
- 3 変形の強い足に対応した靴の調査研究 (委託研究)

### 組 織





決算

(単位：千円)

区 分	平成 12 年度	平成 11 年度	増 減	備 考
歳入なし				
歳出				
技術相談	238	253	15	
技術指導試験	3,064	2,960	104	
技術ゼミ開催	290	157	133	
経常研究	2,053	2,819	766	
委託研究	2,163	1,850	313	
試験室整備	21,417	8,327	13,090	移転による
情報提供	7,751	8,550	799	
歳出合計	36,976	24,916	12,060	

## 食品技術センターの概要

- 所在 千代田区神田佐久間町 1-9
- 目的 食品加工分野について、試験研究を行い、その成果の普及・指導をおこなうことにより、食品業界の振興に寄与する。
- 沿革
- ・昭和 36 年に食品衛生協会から「食品工業試験場設置」の請願が都議会に提出される。
  - ・昭和 55 年に「食品関係試験研究調査検討協議会」を設立
  - ・同時に、内部に「食品技術センター建設検討会」を設置
  - ・昭和 62 年建設着工
  - ・平成 2 年事業開始

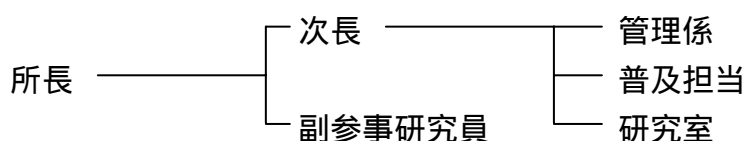
### 研究・調査の比率

調査研究	試験検査	民間普及
75	10	15

### 主な研究テーマ

- ・米を素材とした中間水分製品の開発
- ・有機及び特産農産物の食品加工適性評価
- ・パン生地調整の最適化に関する研究
- ・アシタバ等を利用した新規ソースの開発
- ・食品にかかわる遺伝子の機能に関する研究
- ・生菓子副産物の需要拡大
- ・新しい水産加工食品の開発
- ・乳酸菌による有害菌の抑制及び食品開発
- ・食品微生物の免疫賦活能等の解明と利用

### 組織



事務 3人  
研究員 11人  
その他 4人

決算

(単位：千円)

区 分	平成 12 年度	平成 11 年度	増 減	備 考
歳入				
依頼試験	1,242	1,180	62	
受託事業	4,019	2,815	1,204	
指導	242	345	103	
建物維持管理	35,889	37,107	1,219	
管理運営	26,206	30,375	4,169	
歳入合計	67,597	71,821	4,225	
歳出				
依頼試験	902	950	48	
経常研究	7,405	8,208	803	
受託事業	4,845	5,099	254	
指導	3,675	6,069	2,394	PR 経費削減
建物維持管理	139,007	142,444	3,437	
管理運営	215,761	231,256	15,495	
歳出合計	371,595	394,026	22,431	

## 城東地域中小企業振興センターの概要

所 在 東京都葛飾区青戸七丁目二番5号

目 的 地域中小企業における経営の安定及び工業技術の向上を図り、もって都内中小企業の振興に寄与する。

沿 革 昭和58年度 東京都中小企業振興対策審議会より「地域中小企業振興センター」設置について答申を受ける。

昭和62年度 「地域中小企業振興センター基本構想」策定

〃 「城東地域中小企業振興センター建設基本計画」作成

昭和63年度 基本設計、実施設計（その1）

平成元年度 実施設計（その2）、建設着工

平成3年度 竣工、開設

研究・検査等の比率 (単位：%)

調査研究	試験検査	民間普及
16.4	50.4	33.2

主な研究テーマ

「プラスチック表面被膜としてのDCL薄膜の特性評価」

「微小領域の温度計測」

「デジタル映像技術の確立」

組 織

所長	1
副参事研究員	1
情報交流係	4（うち、嘱託員1）
主任指導員	5
<u>主任研究員</u>	<u>8（うち、嘱託員3）</u>

19

決算

(単位：千円)

区 分	平成 12 年度	平成 11 年度	増 減	備 考
歳入				
経営診断	2,135	3,241	1,106	
依頼試験	9,474	9,330	144	
開発支援室の運営	4,504	5,178	674	
産業セミナー	245	231	14	
建物維持管理	15,244	17,281	2,037	
管理運営	1,813	2,123	310	
歳入合計	33,415	37,384	3,969	
歳出				
総合相談	8,520	10,336	1,816	
経営診断	6,909	6,806	103	
依頼試験	26,389	25,652	737	
開発支援室運営	110,563	131,057	20,494	
実地指導	3,984	4,263	279	
産業セミナー	4,371	4,740	369	
情報サービス	5,719	7,303	1,584	
交流事業	2,315	2,503	188	
維持管理	64,763	77,327	12,564	
歳出合計	233,533	269,987	36,454	

## 城南地域中小企業振興センターの概要

所 在 東京都大田区南蒲田一丁目20番20号

目 的 地域中小企業における経営の安定及び工業技術の向上を図り、もって都内中小企業の振興に寄与する。

沿 革 昭和58年度 東京都中小企業振興対策審議会より「地域中小企業振興センター」設置について答申を受ける。

昭和62年度 「地域中小企業振興センター基本構想」策定

平成3年度 「東京都城南地域中小企業振興センター建設基本計画」策定

” 大田区、東京都住宅局、東京都労働経済局の3者合築による「建築基本計画」を策定

平成5年度 工事着工（大田区が管理主体）

平成7年度 竣工、開設

研究・検査等の比率 (単位：%)

調査研究	試験検査	民間普及
27.0	40.5	32.5

### 主な研究テーマ

「磁粉探傷における異材指示に関する研究」

「電気化学的方法による表面処理アルミニウム合金の耐食性評価」

「歪み波の実効値測定」

「極薄油膜を通じて伝達し合う分子間力の電気的制御」

「飛行時間型質量分析計を用いたプラスチック劣化の評価」

### 組 織

所長	1
副参事研究員	1
情報交流係	5 (うち嘱託員1)
主任指導員	4
主任研究員	15 (うち嘱託員6)
計	26

決算

(単位：千円)

区 分	平成 12 年度	平成 11 年度	増 減	備 考
歳入				
経営診断	1,303	2,427	1,124	
依頼試験	21,301	19,167	2,134	
開発支援室の運営	13,627	8,499	5,127	
産業セミナー	190	328	138	
管理運営	79,236	77,292	1,944	
歳入合計	115,656	107,713	7,943	
歳出				
総合相談	12,919	11,900	1,019	
経営診断	6,247	6,677	430	
依頼試験	211,105	277,360	66,255	
開発支援室運営	91,366	251,099	159,733	リース機器更新
実地指導	2,889	2,481	408	
産業セミナー	2,964	3,776	812	
情報サービス	5,565	10,730	5,165	一部委託廃止
交流事業	1,586	1,613	27	
維持管理	131,153	134,269	3,116	
歳出合計	465,794	699,905	234,111	

## 農業試験場の概要

所 在 立川市富士見町三丁目 8 番 1 号

目 的 農業試験場は、東京農業の振興を図るため、農作物の品種改良や栽培技術改善などの試験、さらには都民の生活環境の改善などに寄与する試験研究を行い、農業者はもとより、広く都民に情報の提供を行っている。

### 沿 革

明治 33 年 ( 1900 ) : 東京府農事試験場として、現在の中野区中央に設立

大正 13 年 ( 1924 ) : 現在地に移転 ( 東京都立川市富士見町三丁目 8 番 1 号 )

昭和 13 年 ( 1938 ) : 東京府農事試験場江戸川分場設立

昭和 24 年 ( 1949 ) : 東京府農事試験場を東京都農業試験場と改称

平成 12 年 ( 2000 ) : 農業試験場創立 100 周年

研究・検査等の比率 ( 平成 13 年度 ) ( 単位 : % )

試験研究	調査・事業	民間普及
75	25	0

主な研究テーマ ( 平成 13 年度課題 )

東京農業 P R 手法の研究

共同直売所の売れ筋商品の分析と商品管理による業務改善

ウド 都香 高品質安定生産技術

火山灰土壌における果樹生産技術の開発

シクラメンの安定生産に向けた栄養診断基準の確立

組織培養系を用いた中間母体・新系統の育成

景観向上に向けた屋上・壁面緑化技術の開発

家畜用飼料および家畜飼養資材として利用する茶葉の安全性解析

未利用資源の再利用に関する試験

環境保全型農業に適した病害防除

昆虫の誘引および忌避的資材を利用した葉菜類害虫の防除

夏・冬季の不良環境に対応したコマツナ生育調整技術の確立

伊豆諸島における農業の振興技術対策・実証化試験

### 組 織

庶務課

経営部

園芸部

環境部

江戸川分場

大島・三宅島・八丈島園芸技術センター



決算

(単位：千円)

区 分	平成 12 年度	平成 11 年度	増 減	備 考
歳入				
使用料及手数料	337	10	327	NTT、東京電力等からの土地使用料の増(3年契約による更新案件が集中したため)
国庫支出金	4,790	5,200	410	
財産収入	2,422	1,158	1,264	生產品売払収入の増
諸収入	72	185	113	雑入(給与返納金)の減
歳入合計	7,620	6,553	1,067	
歳出				
維持管理費の特勤等	23,733	24,556	823	
維持管理費の事業費	157,442	194,659	37,217	
試験研究費の特勤等	2,854	2,859	5	
試験研究費の事業費	79,299	91,003	11,704	
施設設備費	12,309	19,352	7,043	
歳出合計	275,637	332,429	56,792	

## 畜産試験場の概要

所 在 青梅市新町 6 - 7 - 1

目 的 都内の畜産業の振興するとともに、都民に安全で美味しい畜産物を提供する事を目的に、畜産に関する試験研究を実施している。東京の地域特性を生かした畜産とするため、牛、豚、鶏の飼養技術を改善し、これらに付加価値をつけるための品種改良やふん尿の悪臭問題解決等に取り組んでいる。

沿 革 1920 (大正 9) 東京府種畜場創設：日野市豊田 (仮事務所)  
1924 (大正 13) 東京府種畜場開場：立川市富士見町 (農事試験場併設)  
1949 (昭和 24) 霞分場を本場とする：青梅市新町 (現在地)  
1964 (昭和 39) 東京都畜産試験場と改称し、試験研究業務を開始  
1994 (平成 6) 本条組織を庶務課、環境畜産部、応用技術部とする

研究・検査等の比率

(単位：%)

調査研究	試験検査	民間普及
100	0	0

主なテーマ

・トウキョウ X 豚の維持改良試験

トウキョウにおける高収益養豚経営の確立を図るため、付加価値の高いおいしい豚肉を最新の遺伝的手法を用いて造成した。

「トウキョウ X」が、今後の東京の養豚農家の主力となるためには、背脂肪をより薄くし、霜降りを低下させない等、消費者の求める、より安全で完成度の高い肉質の生産が必要である。そのために必要となる「産子数の増加」等の改良を行っていく。

また、一般都民に畜産への理解を深めてもらうため、家畜の常設展示を行うほか、家畜の遺伝資源の保存及び育種素材の確保のため稀少種の保存を行う。

組 織

庶 務 課

環境畜産部

応用技術部

三宅分場

畜産指導所 (小笠原亜熱帯農業センター)

決算

(単位：千円)

区 分	平成 12 年度	平成 11 年度	増 減	備 考
歳入				
使用料及び手数料	2,226	929	1,296	
財産収入	23,000	23,378	377	
諸収入	3,176	2,117	1,059	
歳入合計	28,403	26,425	1,978	
歳出				
畜産試験場	185,914	206,773	20,859	
試験研究	68,317	76,636	8,318	
建物維持管理	64,244	74,465	10,221	
管理運営	53,352	55,672	2,319	
畜産試験場 施設整備費	3,430	5,321	1,890	
歳出合計	189,345	212,094	22,749	

## 水産試験場の概要

所 在 東京都港区西海岸1丁目13番17号

### 目 的

水産試験場は、都の漁業振興を通じ「安全で新鮮な水産物を都民の食卓に届ける」この役割を果たすために、行政と連携をはかり、水産資源等の試験・研究・指導等に取り組むことを目的として設立された試験研究機関である。

### 沿 革

大正	8年11月	内務省所管「伊豆七島水産経営八丈現業場」設置
昭和	3年 8月	東京府荏原郡羽田町大字糀谷に「東京府水産試験場」設置
	10月	「東京都水産試験場大島現業場」設置
昭和10年	4月	東京府水産試験場附属養魚場を葛飾区水元小合町に設置
昭和16年	4月	西多摩郡古里村、氷川町に「奥多摩養鱒場」設置
昭和45年	8月	大田区糀谷本場庁舎閉鎖、葛飾区水元に移転
平成	9年 6月	葛飾区水元庁舎閉鎖、港区の現在地に移転、現在に至る

研究・検査等の比率 (単位：%)

調査研究	試験検査	民間普及
75	0	25

(参考) 調査研究分野 11 課題及び三宅島等災害復旧(磯根資源調査)

試験検査分野 -

民間普及分野 4 課題

### 主な研究テーマ

資源評価研究：資源管理対象魚種の資源動向を量的評価する手法の確立を図る。

都TAC更新に必要なABC算出研究：TAC更新の基礎となるABCと資源の評価を行う。

漁業資源調査：初期生態等生活様式の把握やmt-DNAによる系群解析により資源解析に資する。

磯根漁業の生産力向上研究：磯根資源の保護・増殖・利用と生産力回復・維持を図るための手法を開発する

魚病対策技術開発試験：適正な予防・治療方法の開発及び抗病系品種の開発。

環境調和型養魚技術改良試験：河川環境を守るため、簡易な方法による養魚用水中の汚濁物除去技術の開発

伊豆諸島海域栽培漁業推進研究：貝類種苗の放流効果向上対策の解明と効果の検証及び陸上での積極的な養殖技術の開発。

## 組 織

水産試験場は、本場と3つの分場で構成されている

### 本場

庶務課 人事、予算等の管理  
 資源管理部 試験・研究の総合調整及び情報の収集管理  
 水産資源に関する広域的、高度的な試験・研究・指導等

### 奥多摩分場

冷水性魚類に関する試験・研究・指導等

### 大島分場、八丈分場

伊豆諸島海域を対象にした水産資源に関する試験・研究・指導等

## 決算

(単位：千円)

区 分	平成 12 年度	平成 11 年度	増 減	備 考
歳入				
使用料及び手数料	91	322	230	電柱撤去のため
国庫支出金	8,746	9,232	486	
財産収入	10,169	8,721	1,447	
諸収入	7,518	3,958	3,560	漁獲物・不用品 売払約 180 万円 減、興洋違約金 損害賠償金約 530 万円増
歳入合計	26,524	22,233	4,291	
歳出				
試 験 研 究	58,939	63,428	4,489	
漁 業 指 導	233,208	278,875	45,667	
維 持 管 理	123,086	133,784	10,698	
三宅島災害復旧	5,322	0	5,322	三宅島災害による
施 設 整 備 費	41,965	28,310	13,655	大島分場庁舎改修 公舎改修工事費の増
歳出合計	462,520	504,397	41,877	

## 林業試験場の概要

所 在 東京都西多摩郡日の出町大字平井 2 7 5 3 番地 1

目 的 森林・林業・木材産業の振興等と森林の健全な保全を図るための試験研究、調査を実施し、林業普及部門を通じ、その成果を林業関係者や林業施策へ還元する。

### 沿 革

昭和 6 年に野生鳥獣の保護増殖と生態及び食性調査を目的として、警視庁が鳥獣繁殖場を設置し、その後東京府に移管され、昭和 2 4 年に東京都野鳥実験場として再発足した。昭和 3 2 年に経済局林務課分室として試験研究調査事業を併せて実施するようになり、昭和 3 8 年から東京都農業試験場の分場に位置づけられた。昭和 6 3 年に農業試験場から独立し、東京都林業試験場として発足し、平成 6 年に現在地に移転し、現在に至っている。

### 研究・検査等の比率

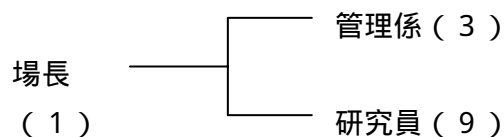
( 単位 : % )

調査研究	試験検査	民間普及
1 0 0	0	0

### 主な研究テーマ

- 1 木材利用拡大の推進に関する試験
- 2 森林経営・流通・情報処理に関する試験
- 3 森林の育成管理に関する技術の確立
- 4 森林被害対策に関する技術の確立

### 組 織



決算

(単位：千円)

区 分	平成 12 年度	平成 11 年度	増 減	備 考
歳入				
使用料及び手数料	0	20	20	電柱等の土地使用料実績減
国庫委託金	230	115	115	林野庁からの調査委託実績増
諸収入	37	0	37	雑収入の実績増
歳入合計	267	135	132	
歳出				
建物維持管理費	50,216	56,933	6,717	
管理運営費	12,090	14,449	2,359	
試験研究費	23,289	24,924	1,635	
多様な森林造成の施業技術	1,516	1,586	70	
森林病虫害の総合防除	2,950	2,894	56	
木材利用拡大の推進	3,219	3,358	139	
森林資源の高度化	1,101	1,174	73	
都市環境林の活性化手法	3,497	4,129	632	
大気汚染等の森林への影響	9,447	10,176	729	
野生鳥獣の保護管理技術	1,559	1,607	48	
歳出合計	85,595	96,306	10,711	

## 土木技術研究所の概要

所 在 江東区新砂 1 - 9 - 1 5

目 的 東京のまちづくりに必要な土木技術の調査研究、建設現場が抱える技術上の問題点の解決、環境・防災・コスト縮減対策の推進など、都民要請、行政需要に即応した調査研究を行う。

沿 革 当研究所は、大正 1 1 年（ 1 9 2 2 年）に東京市道路局試験場として発足、昭和 1 8 年（ 1 9 4 3 年）に東京都制施行により東京都土木技術研究所と改称、昭和 2 0 年（ 1 9 4 5 年）に第二次世界大戦により廃止、昭和 2 3 年（ 1 9 4 8 年）に再発足、平成 3 年（ 1 9 9 1 年）に港区港南から現所在地に移転、現在に至る。

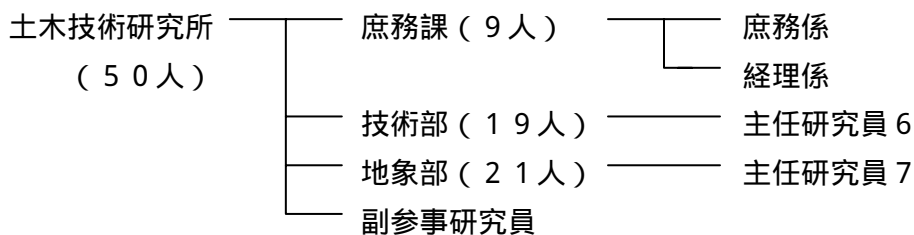
研究・検査等の比率 ( 単位： % )

調査研究	試験検査	民間普及
1 0 0	0	0

### 主な研究テーマ

- 都市土木工事の安全施工に関する研究
- 道路の環境改善に関する研究（車道保水・透水性舗装、低騒音舗装等）
- 都市河川に関する水文観測調査研究
- 都市型廃棄物の舗装材料への利用及び再生アスファルトに関する研究
- 直下地震被害予測システムの開発と運用
- 地盤情報システムの開発と運用
- 地盤流動による構造物被害の予測と対策
- 地盤沈下及び地下水位変動に関する調査研究
- 「東京都公共基準点」の管理と成果の提供
- 水準測量による地盤変動状況調査研究

### 組 織



(注：嘱託員 3 人を含む)



決算

(単位：千円)

区 分	平成 12 年度	平成 11 年度	増 減	備 考
歳入				
土地建物	2,059	2,181	122	
庁舎関係費	8,132	8,558	426	
国庫補助金	5,704	23,007	17,303	11 年度は立川断層に係る補助金(平成9年～11年)があったため
歳入合計	15,895	33,746	17,851	
歳出				
土木技術研究所費	266,087	329,349	63,262	
庁舎管理関係費	68,617	48,228	20,389	12 年度に庁舎外壁改修工事が入ったため
受託研究関係費	217,288	243,777	26,489	
歳出合計	551,992	621,354	69,362	

## 財団法人東京都老人総合研究所の概要

所 在 板橋区栄町35番2号

目 的 老化、老年病等及び高齢社会等に関する研究を総合的に行い、老年学をはじめとする諸科学の振興を図り、その成果を普及し、都民の老人医療及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

### 沿 革

高齢化の急速な進展に伴い、高齢者問題は、緊急かつ重要な課題となっている。

老人総合研究所は、都立の研究機関として昭和47年に運営を開始して以来、同時に開設された老人医療センター等との密接な連携のもとに高度でユニークな研究活動を行い、老年学をはじめとする諸科学の振興と高齢者医療・福祉の発展に貢献してきた。なお、昭和56年10月には財団法人に改組している。

研究・検査等の比率

(単位：%)

調査研究	試験検査	民間普及
100	0	0

### 主な研究テーマ

生体の加齢現象を分子生物学的、生理学的に追求し、物質・分子レベルでその機構の解明を図る。

加齢に伴う細胞の機能変化のメカニズムを解明するため、主として老化脳におけるニューロン及びグリアの機能、複合糖質、細胞接着分子の変化について生物学的意義に関する研究を行う。

生体の生理機能の加齢変化について、その機序を基礎的及び臨床的立場から主として総合生物学的手法を用いて研究を行う。

加齢に伴い出現する疾患の発症機序及びその医学・生物学的背景を分子レベルで多角的及び総合的に解析する

ヒトの老化の機序及び老化に伴い多発する種々の老年病の発生機序を、剖検・生検等で得られる人体材料、種々の動物実験モデルを使用し、病理形態学的、超微形態学、免疫病理学的、生化学的、分子生物学的手法を用いて研究を行う。

老化・高齢者と社会との関係、高齢者の社会的問題、福祉ニーズの現状と将来、高齢者の保健行動・保健意識、高齢者のための保健・医療・福祉施策の計画と評価などの研究を行う。また、老化の様式や速度を左右する要因を解明し、老年病や障害の予防法を確立するとともに、地域に存在する健康問題の実態を把握し、サービスのあ

り方を研究する。

加齢に伴う運動生理機能変化の機序、食習慣とエネルギー代謝変化、生活障害の評価とケアの技法、住環境の向上・適応に関する研究を行う。

個々の人間の心理・精神あるいは行動における老化を研究対象とする実証的研究、並びにさまざまな障害の診断、治療、予防などに関する研究を行う。

ポジトロンCTを使用し老化及び老年病の研究を行うとともに、先進的な臨床診断法を提供する。

## 組 織

理事会：理事長 1、副理事長 1、常務理事（所長） 1、理事 4、監事 2

評議員会：評議員 14

所長、次長、副所長、管理課、高齢者総合情報センター

8系32研究部門、ポジトロン医学研究施設

## 決 算

（単位：千円）

区 分	平成 12 年度	平成 11 年度	増 減	備 考
収入				
1.老化、老年病、 高齢社会に関する研究	23,466	20,176	3,290	
2.老化による疾病等に関する診断	1,701	0	1,701	
4.その他の事業	142,615	70,379	72,236	受託事業等の増
収入合計	167,782	90,555	77,227	
支出				
1.老化、老年病、 高齢社会に関する研究	2,053,770	2,797,620	743,850	人件費の減
2.老化による疾病等に関する診断	256,758	119,949	136,809	機器リース費の増
3.研究成果の普及	25,873	30,143	4,270	
4.その他の事業	471,338	99,510	371,828	受託事業等の増
支出合計	2,807,739	3,047,222	239,483	

注：収入と支出の差額は、都の補助金が充てられる。

## 財団法人東京都医学研究機構の概要

所 在 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

### 目 的

神経系及びその疾患等に関する研究、精神障害の本態、成因、予防及び治療等に関する研究、がん・感染症をはじめとする未解明の重要疾患の制御等に関する研究を総合的に行うことにより、都民の医療と福祉の向上に寄与することを目的としている。

### 沿 革

都立の研究所として、東京都神経科学総合研究所（昭和 47 年 4 月）、東京都精神医学総合研究所（昭和 48 年 7 月）、東京都臨床医学総合研究所（昭和 50 年 12 月）は発足した。これら 3 研究所は、昭和 56 年 10 月に研究の活性化と研究の特性に適合した自主的な運営方式と柔軟性を付与することを目的に財団法人化された。更に当該 3 法人を「東京都行政改革大綱」等に基づき、新たに、法人経営の効率化と研究力の一層の強化・向上を図る目的で、平成 11 年 4 月に、財団法人東京都医学研究機構として発足した。

### 研究・検査等の比率

（単位：％）

調査研究	試験検査	民間普及
100	0	0

### 主な研究テーマ

#### 神経科学総合研究所

- 神経細胞（ニューロン）の構造等の解析に関する研究
- 脳の高次機能（記憶・言語等）やその機能障害のメカニズム、治療等に関する研究
- 脳の発生とその異常に関する病理学・分子生物学的研究
- 神経難病（ALS・パーキンソン病・てんかん等）の予防と治療に関する研究
- 神経難病患者の看護等に関する研究

#### 精神医学総合研究所

- 精神疾患（精神分裂病等）の病態解明や治療、薬剤開発に関する研究
- アルツハイマー病等の痴呆性疾患の発症機序やその予防等に関する研究
- ストレス障害や睡眠障害の病態解明や治療に関する研究
- 薬物依存の精神医学的研究
- 精神保健医療に関する制度や精神疾患患者の看護に関する研究

#### 臨床医学総合研究所

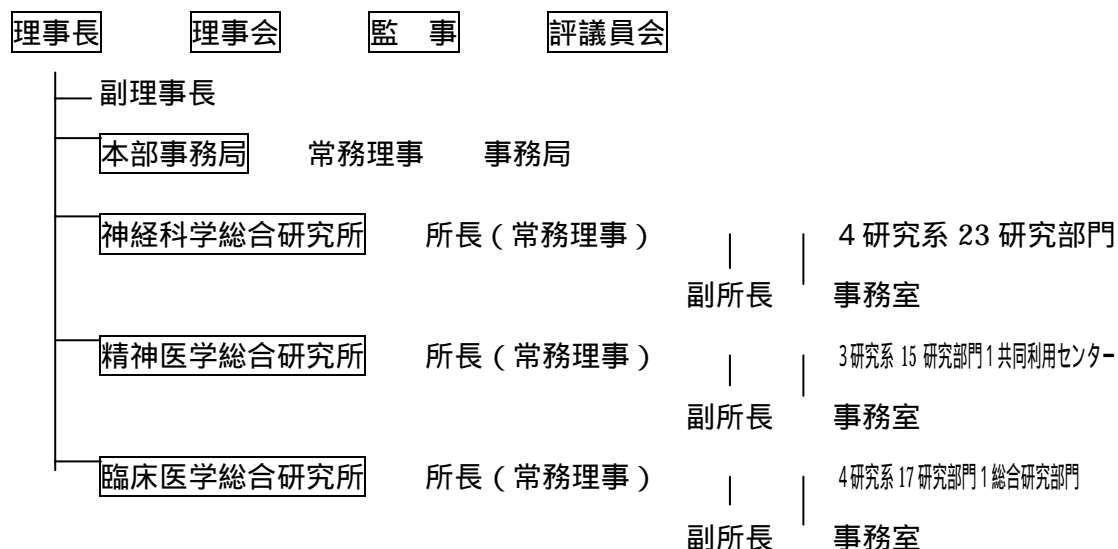
- 癌等の細胞増殖機構の制御と診断・治療法開発等に関する研究
- 各種の先天性疾患を引き起こす遺伝子の異常の解明と治療法開発に関する研究
- 肝炎ウイルス等の機構解析による有効な治療法開発に関する研究
- 免疫機能の解析と制御によるアレルギー性疾患等の治療法開発に関する研究
- ヒト疾患モデルマウスの作製とその遺伝子解明による疾患治療法開発に関する研究

研究

研究テーマ数（平成12年度事業報告書ベース）

経常研究 178 課題（神経研 77 課題、精神研 46 課題、臨床研 55 課題）  
 特別研究 9 課題  
 受託研究 25 課題  
 計 212 課題

組 織



決 算

（単位：千円）

区 分	平成 12 年度	平成 11 年度	増 減	備 考
収入				
基本財産利息収入	4,994	4,005	989	
受託事業収入	116,791	128,511	11,720	
都補助金収入	5,515,368	6,250,515	735,147	
受取利息	1,506	995	511	定期預金利子微増
雑収入	8,898	12,004	3,106	
収入合計	5,647,557	6,396,030	748,473	
支出				
事業費	5,483,642	6,231,237	747,595	
職員費	3,615,339	4,000,012	384,673	
研究費	573,420	674,111	100,691	
研究事業費	1,274,562	1,535,392	260,830	
普及事業費	20,321	21,722	1,401	
管理費	163,915	164,793	878	
職員費	114,026	112,735	1,291	
事務費	49,889	52,058	2,169	
予備費	0	0	0	
支出合計	5,647,557	6,396,030	748,473	

試験研究機関の指標（平成12年度決算）

（単位：千円）

機関名	研究所費 (人件費を 除く)	施設 整備費	歳入	差引 一般財源	人件費	総経費
	A	B	C	D=A+B-C	E	D+E
環境科学研究所	594,955	0	103,910	491,045	669,593	1,160,638
衛生研究所	1,189,765	111,705	195,904	1,105,566	2,994,338	4,099,904
薬用植物園	35,043	0	643	34,400	60,673	95,073
産業技術研究所	1,371,896	88,407	233,905	1,226,398	2,417,573	3,643,971
皮革技術センター	82,106	2,121	9,685	74,542	112,954	187,496
皮革技術センター台東支所	36,976	0	0	36,976	36,422	73,398
食品技術センター	97,505	139,007	67,597	168,915	147,886	316,801
城東地域中小企業振興センター	233,532	0	33,415	200,117	111,491	311,608
城南地域中小企業振興センター	465,795	0	115,656	350,139	138,099	488,238
農業試験場	263,328	12,309	7,620	268,017	614,521	882,538
畜産試験場	185,914	3,431	28,403	160,942	435,448	596,390
水産試験場	420,555	41,965	26,524	435,996	667,511	1,103,507
林業試験場	85,595	9,147	267	94,475	100,976	195,451
土木技術研究所	483,375	68,617	15,895	536,097	399,581	935,678
小計	5,546,340	476,709	839,424	5,183,625	8,907,066	14,090,691
(財)東京都老人総合研究所	1,574,457	0	167,783	1,406,674	1,401,065	2,807,739
(財)東京都医学研究機構	1,918,192	0	132,189	1,786,003	3,729,365	5,515,368
合計	9,038,989	476,709	1,139,396	8,376,302	14,037,496	22,413,798

試験研究機関の研究費

機関名	研究費	研究 テーマ数	研究員数	1テーマ 当り研究費	研究員1人 当り研究費
環境科学研究所	181,578	45	46	4,035	3,947
衛生研究所	51,757 (局受託分 4,375含む)	138 (局受託 分5含む)	261	375	198
薬用植物園	* 2,114	12	5	176	423
産業技術研究所	177,807	99	177	1,796	1,005
皮革技術センター	18,899	7	9	2,700	2,100
皮革技術センター台東支所	2,053	2	2	1,027	1,027
食品技術センター	20,207	9	11	2,245	1,837
城東地域中小企業振興センター	1,666	3	6	555	278
城南地域中小企業振興センター	2,980	5	10	596	298
農業試験場	82,153	63	49	1,304	1,677
畜産試験場	68,318	10	20	6,832	3,416
水産試験場	58,939	11	39	5,358	1,511
林業試験場	23,289	7	8	3,327	2,911
土木技術研究所	483,375	41	38	11,790	12,720
小計	1,173,021	452	681	2,595	1,722
(財)東京都老人総合研究所	509,194	208	140	2,448	3,637
(財)東京都医学研究機構	573,420	212	146	2,705	3,928
合計	2,255,635	872	967	2,587	2,333

\* 薬用植物園の研究費には、特定テーマを設定している栽培研究のほか、園内すべての薬用植物の栽培経費（種苗の維持・保存）を含む。

試験研究機関の人員

機関名	人数	平均年齢	年 齢 構 成			
			30歳未満	30～39歳	40～49歳	50歳以上
環境科学研究所	46	48.0	3	8	3	32
衛生研究所	318	47.7	23	43	65	187
薬用植物園	6	49.3			2	4
産業技術研究所	301	46.6	28	64	44	165
皮革技術センター	15	44.0	1	5	2	7
皮革技術センター台東支所	4	42.0	1	1	1	1
食品技術センター	14	43.0	1	4	2	4
城東地域中小企業振興センター	15	48.5	1	2	3	9
城南地域中小企業振興センター	19	48.2	1	3	4	11
農業試験場	85	41.7	13	35	11	26
畜産試験場	56	43.0	3	20	13	20
水産試験場	39	43.3	1	15	9	14
林業試験場	8	42.5	1	3	1	3
土木技術研究所	50	47.3	1	12	6	31
小計	976	46.2	78	215	166	514
(財)東京都老人総合研究所	140	46.2	0	31	38	71
(財)東京都医学研究機構	367	44.6	20	94	121	132
合計	1,483	45.8	98	340	325	717



### 3 監査対象部署

環境科学研究所、衛生研究所、薬用植物園、産業技術研究所、皮革技術センター、食品技術センター、城東地域中小企業振興センター、城南地域中小企業振興センター、農業試験場、畜産試験場、水産試験場、林業試験場、土木技術研究所、財団法人東京都老人総合研究所、財団法人東京都医学研究機構

### 4 監査の期間

平成13年6月30日から平成13年11月30日まで

### 5 監査の方法

この監査の実施にあたっては、「試験研究機関の管理運営」が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼をおき、財務事務に係る監査のほかに、経済性、効率性、有効性の観点を加味し、関係諸帳簿及び証拠書類との照合、並びに現場視察等、必要と認められた監査手続を実施した。

## 6 監査の着眼点

### ・都の試験研究機関の見直し

#### (1) 都の試験研究機関として備えるべき要素

ア．行政性：行政施策に役立つ試験・研究を行っているか。

イ．実用性：応用性・実用性に留意した試験・研究か。(都の研究機関は、特許検討の出願・登録件数が極端に少ない)

ウ．地域性：東京という地域に基づくニーズを十分に反映した試験・研究か。

#### (2) 試験研究機関の位置付けの見直し

ア．見直しの必要性：試験研究機関のタイプ別に、現在の社会経済情勢に対応した見直しの方向性について再検討をしているか。

イ．研究を主とする機関の見直し：学術的な研究に走り過ぎていないか。

・他の試験研究機関との重複した研究をしていないか。

・事業の大部分についてその必要性について見直しを行っているか。

ウ．検査を主とする機関の見直し：

・検査技術の改良・開発が目的；具体的な目的の設定を行っているか。

エ．技術の指導を主とする機関の見直し：

・特に、中小企業を対象とする援助の場合、行政の守備範囲について十分に留意する。特に、公平性について考慮しているか。

・民間普及事業だけでなく、現行の試験検査、研究事業の必要性や実施方法等について慎重に検討を行っているか。

・研究については、技術の指導の上での問題点を解決することが主たる機能であり、研究規模の適正化を図っているか。

#### (3) 全庁的な活用：

各試験研究機関に対する試験・検査、研究等のニーズを把握するために、当該試験研究機関の所管局に限らず、全庁的な体制が整っているか。また、試験研究機関活用についても全庁的な規模で行われているか。

### ・適切な事業の展開

#### (1) 行政にふさわしい試験・検査事業の実施

依頼試験・検査のうち、企業活動の代行に該当するものについては、公平性の観点から、一定の基準を設けているか。

#### (2) 研究事業の適切化

##### ア．研究分野の明確化

・重複研究や類似の研究を定期的な連絡会議又は調整会議等によって、未然に防止しているか。

・環境科学研究所と衛生研究所等については、研究分野を明確化するための具体的な対応策をとっているか。

・環境科学研究所については、事務系の調査を行っているが、試験研究機関の専門性の観点からは問題であり、他の行政部門へ移管あるいは廃止する方向で、見直しを行っているか。

イ．一般（経常）研究と特別研究との区分

- ・特別研究：特に必要度、優先度の高い研究とし、全庁的な調整会議でテーマ選定を実施しているか。
- ・一般研究：継続的な調査、品種改良等の特殊なものを除き、原則として3年を限度としているか。

ウ．共同研究等のための条件整備

- ・局際的な研究については、全庁的な調整会議において調整を行っているか。
- ・共同研究の特別研究については、タスク・フォース型研究としているか。
- ・都以外の試験研究機関と共同研究を行う場合には、相手方の妥当性、役割分担等を厳密に検討したか。
- ・遺伝子操作を含むバイオテクノロジー関係の研究の本格的な展開に備えて、研究倫理基準を作成しているか。

エ．体系的な研究ニーズの把握

- ・試験研究機関を所掌する局に止どまらず、全局において、研究ニーズを把握する体制を整えているか。
- ・試験研究機関においては、これらの研究ニーズを体系的に把握するために、関係する行政部門や関係団体等との会議を開催しているか。

オ．研究ニーズの総合的検討と研究テーマの設定

- ・研究のニーズ及びテーマ設定のための会議を、以下のように段階的に設置しているか：

試験研究機関内の部（課、チーム）のレベルの調整会議

試験研究機関の調整会議

全庁的な調整会議

カ．研究計画の作成：研究計画書の十分性・完全性の検討

- ・研究計画は、研究テーマごとに作成しているか。また、その内容は研究目的やニーズ適合性等の要件を備えているか。
- ・研究計画書の決定方法は妥当であるか。
- ・全庁的指導調整部門は、研究計画の正式決定に当たり、全庁的な調整会議の結果を予算及び組織・定数担当の部門に提供するなど、調整部門としての機能を十分に果しているか。

キ．研究費の予算措置：研究ごとの積み上げ方式で作成されているか。

ク．研究実施の進行管理

- ・管理・監督者は、研究従事者に対して、定期的に研究の進捗状況の報告を求め、

場合によっては、研究の中止の指示など、強力なリ - ダ - シップを発揮しているか。

#### ケ．研究成果の評価

- ・試験研究機関内での発表会を利用し、所内において研究成果の評価を行っているか。
- ・外部の専門家及び行政部門の職員を構成員とする評価委員会を設置して、全件を対象とした評価を行っているか。
- ・評価の客観性を保つために、全庁的な指導調整部門において、評価基準を設けているか。
- ・評価基準の要素は、担当分野における専門的な水準と、行政上の効果とを基礎としているか。
- ・評価結果は、翌年度以降の研究テ - マ設定、予算措置等へ反映させているか。
- ・評価結果と職員表彰、職務発明（「職員の職務発明等に関する規程」による）とをリンクさせているか。

#### コ．研究成果の活用

- ・研究成果の活用を図る前提として、研究成果を全庁的に周知するために、全試験研究機関の研究成果を素人にも分かりやすい形で編集し、全庁的に配付しているか。

#### （３）専門的な助言・援助

- ・試験研究機関の能力を全庁的な「専門研修事業」へ活用しているか。
- ・都の職員研修所において、「専門研修事業」の体系化が図られているか。

#### （４）民間普及事業の見直し

- ・企業や業界の行政依存的な体質を深める結果となっている事業については、廃止を含め、他の事業手法への転換、実施手段等の改善等の検討を行っているか。
- ・職業能力開発事業と重複している技術者養成事業について、抜本的な見直しを行っているか。

#### （５）試験研究機関に相応しい見学機能への見直し

- ・特に、農業試験場、畜産試験場、水産試験場においては、見学機能の行き過ぎの是正措置を取っているか。

#### ．施設・設備の改善

##### （１）適切な施設基本構想の作成

- ・試験研究機関に関する施設基本構想及び施設建設構想は、全庁的な調整会議の了承を得ているか。

##### （２）設備の改善

- ・設備の改善に当たっては、業務に支障のないような予算措置が行われているか。
- ・共用できる設備については、用度担当が一括して管理を行うなど、効率的な設

備の活用を行っているか。

・ 執行体制の見直し

( 1 ) 試験研究機関の執行体制の見直し

( 2 ) 試験研究機関の執行体制の弾力化

・ 非常勤研究員制度等を活用するなど、社会情勢の変化に対応して変化する行政上の課題の変化に弾力的に対処しているか。

・ 人事関係の改善措置

( 1 ) 試験研究機関の職員配置の在り方

ア．専門性の観点からの配置

・ 一般的には、20 歳代後半から 40 歳代前半の職因果研究業務において最も実力を発揮できるといえるが、その年代の研究職員を厚く配置しているか。

イ．行政性・実用性の観点からの配置

・ 行政部門との人事交流が盛んに行われているか。

( 2 ) 研究職員の登用・育成

ア．登用・育成方針の作成：研究職員に対する総括的な登用・育成方針を作成しているか。

・ 研究職員に対する総括的な登用・育成方針を作成しているか。

イ．試験研究機関への計画的な登用

・ 長期的な展望のもとに、試験研究機関毎に、職種別の研究職員の必要数、年次別の登用数を設定し、それに基づいて、研究職員を計画的に登用しているか。

・ 試験研究機関の研究職員に新規に登用する場合には、研究適齢層を厚くするため、年齢制限を定めているか。

・ 経過的に非常勤研究員制度を活用しているか。

ウ．研究職員に対する研修の充実

・ 研究職員に対する研修体系を確立し、計画的な人材養成に努めているか。

エ．非常勤研究員制度の採用

・ 時限的で高度な研究、都で新たに手掛ける研究等に、他の団体等の優秀な人材を非常勤研究員として採用しているか。

オ．人事異動基準の策定

・ 試験研究機関の人事上の最大の問題点は、一般研究職員の長期勤続という問題である。これに対処するために、全ての試験研究機関について、それぞれその位置付けに見合った人事異動基準を策定しているか。

( 3 ) 研究専門職制度の改善

ア．研究専門職のポストと職責

・ 研究専門職は、担当する分野のエキスパートとして、都の一般の管理職と同等の評価を得るものである。具体的には、以下の 2 タイプが考えられる。

第一のタイプは、培った技術と体得した知識を駆使して、自ら試験研究に従事するものである。

第二のタイプは、知識と技術を活かして、試験研究事業を管理（指揮、調整、進行管理、評価等）する者である。

したがって、研究専門職のポストとしては、第一のタイプを主とする「研究スタッフ」と、第二のタイプである「研究ラインの長」である。

スタッフの研究専門職の職責は、自ら試験研究に従事するほか、他の研究職員やラインの長に対する専門的アドバイス等を行っているか。また、ラインの長である研究専門職の職責は、専ら研究職員が行う試験研究事業の管理とされているが、その職責を十分果たしているか。

#### イ．研究専門職選考の改正

・試験研究機関のタイプに応じた研究専門職を選考するため、画一的でなく、それぞれの試験研究機関に適応した選考方法としているか。

#### ウ．研究専門職への任用

・現行の任用基準を改正し、受験資格との整合性を保つようにしているか。

#### エ．研究専門職と一般行政職との交流

・管理職及び研究職員の視野の拡大に資するため、研究専門職と一般行政職との双方のポストのうち、適当な者を選定して、交流を行っているか。

・試験研究機関に対する指導調整の充実

#### (1) 指導調整部門の充実

##### ア．各局の指導調整部門の充実

・試験研究機関を指導調整する各局の担当部門を明確化するとともに、課長級（試験研究機関の規模が大きい、あるいは、事業内容が複雑であるというような場合には、部長級）の職員を配置するなど、指導調整体制を強化しているか。

##### イ．全庁的な指導調整のための部門の設置

・研究事業だけでなく、試験研究機関全般について、全庁的な立場から指導調整するための部門を設置しているか。

#### (2) 段階的な調整会議の設置

##### ア．段階的な会議の設置

・試験研究機関相互間及び試験研究機関と各局間との調整を行うため、試験研究機関と全庁的なレベルとの2段階で、調整会議を設置しているか。

##### イ．試験研究機関の調整会議

・各試験研究機関に調整会議を設置しているか。

##### ウ．全庁的な調整会議

・全庁的な調整会議の事務局は全庁的な指導調整部門としているか。会議は、関係各局のほか、試験研究機関の職員等をもって構成しているか。

・財務

(1) 試験研究機器の管理

- ・リ - ス及び買取分をも含めて、試験研究用機器、備品及び図書等について、受払残高記録は管理されているか。(物品台帳、公有財産台帳、等)  
現物の棚卸しは実施されているか。

(2) テ - マごと、プロジェクトごと、又はプログラムごとの原価計算は行われているか。

(3) 依頼試験に係る単位当たり機械等の減価償却費の算定において、当該機械の利用率を勘案しているか。(単純に100%として計算していないか)

(4) コスト分析、費用便益分析又は費用成果分析において、コストを最小に押さえるための工夫(経済性向上のための工夫) または、費用に対する成果または便益を最大にするための工夫(効率性向上のための工夫)を行っているか。

(5) 外部資金の導入についての努力を行っているか。

ア. 科学研究費の導入の増額について対策をとっているか。

イ. 依頼研究についてできるだけ多くの外部資金を獲得するための方策を行っているか。

(6) 研究成果に基づいて、起業をするような方策について考えているか。

(7) 特許権または実用新案権の取得についての対策は行われているか。

(8) 外部資金の導入に当たり、歳出予算に計上されない部分に対応する歳入部分については、歳入の調定が不可能であるという予算制度上の制約があるが、これに対する対策について検討を加える余地はないか。

・契約

(1) 委託契約方式等の締結方法の公平性等について検討しているか。

(2) 委託料計算方式の妥当性について検討しているか。

・広報活動について：当該試験研究所についてPR活動を行っているか。

・外部評価委員会：その運営方法、意見の内容、意見に対する対応、メンバーの選任方式等を適切に行っているか。





### 第2 監査の結果

< 共通 >

(意見)

#### 1 評価のための費用集計方法について

##### (1) 発生主義の思考に基づいた行政コスト計算の方法について

外部評価指針によると、経済性の評価の視点とは、「費用対効果のバランスはとれているか」とであるとされている。

ここで、費用対効果の「費用」は、歳出と同義と考えて、不都合はないのであろうか。地方自治体に適用されている現在の会計方式は、地方自治法の定めにより現金主義に基づいて歳入と歳出を認識している。したがって、収入を伴わない歳入はないし、支出を伴わない歳出は有り得ない。また現金主義ゆえに収支という点で共通であれば、歳出形態としての投資的経費と人件費等の消費的経費の効果発現時期の違いを認識することもない。

つまり、地方自治体会計の外部報告機能は、歳入総額と歳出総額の収支均衡に関する情報提供を中心としているわけである。

このような歳入歳出で、研究課題等の評価を行うことは、特に、歳出形態における投資的経費と消費的経費とを区分しないという点で、費用対効果分析においては、著しい不都合を生ずる事となる。なぜなら、単純に歳出で評価してしまうことは、たまたま投資的支出があった期の試験研究テーマが費用の全額を負担してしまうことになるからである。

この効果と費用の発生時期のズレを修正する手法が、民間企業で導入されている発生主義会計である。発生主義会計とは、費用と収益の期間帰属を経済価値の変動（これを発生という）という事実に基づいて認識する会計である。発生主義会計が現金主義会計と大きく異なるのは、費用（歳出）と収益(歳入)の期間帰属を、現金収支のタイミングではなく、経済価値の変動に基づいて認識している点にある。

例えば、先の投資的経費については、支出時にすべてを費用として認識することなく、耐用年数にわたって費用として認識する方法を採用することとなる。これは、減価償却費の計算と呼ばれている。

逆に、歳出としては未実行であっても、経済価値の変動が生じていれば、費用として認識することとなる。この典型例は、職員が勤務している以上は、勤務期間に対応する退職金は既に発生していると考えられるものである。これは、引当金の計上と呼ばれているものである。

以上の検討により、費用対効果分析における費用概念として、発生主義的な考え方を採用することを検討することが望まれる。

なお、たとえば水産試験場における発生主義を考慮した行政サービス実施コスト計算書（予算ベース）を作成した場合には、次の表のとおりとなる。

## 試験研究機関 共通

(表) 現在の歳出と行政サービス実施コストとの比較(水産試験場の例)

(平成13年4月1日から平成14年3月31日: 予算ベース) (単位: 千円)

項目	現在の歳出		行政サービス実施コスト	
業務費用		456,980		456,980
試験研究費	335,480		335,480	
維持管理費	121,500		121,500	
減価償却相当額		-		79,300
人件費		-		562,167
退職手当増加見積額		-		119,620
合計		456,980		1,218,067

(全試験研究機関)

### (2) 試験研究課題別研究費に係る管理システムの構築について

たとえば、土木技術研究所の研究費には、研究所独自に予算編成・執行をする「土木技術研究所費」と、原則として東京都の行政各部から調査研究課題を受託し、研究所が執行する「受託費」とがある。現状では、「土木技術研究所費」と「受託費」とに区分した科目別の予算執行管理までは行っているが、研究費の予算執行について財務会計システムのみ依存しているため、その内訳となる試験研究課題別の予算管理を実施するためのシステムまでは有していない。

研究費予算を試験研究課題ごとに管理するためには、財務会計システム以外に別個のシステムを構築する必要がある。この場合、研究所がパソコンソフト等を利用してシステムを構築することによって、試験研究課題別の原価計算に対応し得る管理システムが要求される。

(全試験研究機関)

### (3) 試験研究課題別の費用把握の方法について

試験研究課題別の経済性の評価を実施するためには、費用を、さらに、試験研究課題別に集計分類する必要がある。これは、原価計算の手続と呼ばれるものである。

予算課題毎の原価計算の試作の結果は以下のとおりとなる。

今後、試験研究課題別の経済性評価の実施のための投入費用データとして、試作を参考にして、試験研究課題別の総費用による原価計算を実施することを検討することが望まれる。

(全試験研究機関)

試験研究機関 共通

(表) 試験研究課題別の総費用による原価計算 (水産試験場) (単位: 千円)

課 題 名	課 題 別 現 行 予 算	人 件 費	維 持 管 理	減 価 償 却 相 当 額	発 生 主 義 に よ る 総 費 用
資源評価研究	10,601	30,536	9,205	2,179	52,521
TAC 更新に必要な ABC 算出研究	2,912	23,857	5,891	1,416	34,076
漁業資源調査	11,494	29,051	8,468	2,009	51,022
内湾漁業資源動向 調査	3,711	23,857	5,891	1,416	34,875
磯根漁場の生産力 向上に関する研究	1,978	38,698	13,255	3,111	57,042
伊豆諸島海域栽培 漁業推進研究	14,760	36,473	12,150	2,856	66,239
環境調和型養魚技 術改良試験	1,456	17,920	2,945	737	23,058
魚類防疫体制整備 事業	1,748	19,404	3,682	907	25,741
魚病対策技術開発 試験	2,207	20,888	4,418	1,076	28,589
河川域魚類繁殖助 長研究	2,737	20,146	4,050	992	27,925
冷水魚優良種苗育 成	7,176	23,857	5,891	1,416	38,340
漁業調査指導	259,979	246,594	17,304	54,481	578,358
漁業指導陸上無線 局維持管理	4,153	69,379		59	73,591
漁海況予報	6,513	27,567	7,732	1,839	43,651
水産試験場巡回指 導	4,055	53,560	20,618	4,806	83,039
計	335,480	681,787	121,500	79,300	1,218,067

< 費用の配分基準 >

- ・ 人件費
  - 一般職 課題別分担割合
  - 管理職 課題数による均等割
  - 船 員 すべて漁業調査指導
  - 無線員 すべて漁業指導陸上無線局維持管理
- ・ 減価償却費
  - 公有財産、重要物品、本場研究棟 課題別負担割合
  - 船舶 すべて漁業調査指導
  - 本場事務棟 課題別均等割

## 試験研究機関 共通

### 2 試験研究課題の内訳別予算の設定について

たとえば、農業試験場では、表のように試験研究予算大課題（企画調整等 15 課題）別の予算は設定されているが、それを構成する中課題毎の予算は作成されていない。

「平成 14 年度予算の見積について」（平成 13 年 7 月 27 日付け依命通達）により、平成 14 年度の予算の見積については、経費について一律 10% の削減が要請されている。そのなかで、「事業費の見積に当たっては事業内容の見直しを伴わない単なる経費の圧縮は財政構造改革につながらないものであり、行わないこと」とされている。

当該依命通達の趣旨を貫徹するためには、課題決定の過程において、技術的内容の評価のみならず、各中・小の内訳課題毎の予算配分の設定を通じて、従来からの研究課題そのものの削減も含めて実施すべき研究課題の決定を再検討すべきである。

そのためには、大課題研究を構成する中課題研究等への予算配分をあらかじめ明示すべきである。

このようにすることによって、試験研究予算の適切な配分及び試験研究の財務的な進捗管理の実施が可能になる。

（全試験研究機関）

試験研究機関 共通

(表) 平成 13 年度事業別予算の例 ( 農業試験場、本庁所管事業を除く )( 単位 : 千円 )

事業名	事業予算	予算大課題に包括される中課題
企画調整	407	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業の多面的機能を生かした都民との共生</li> <li>・ 農業後継者(研修)・地域指導者(非農家対象)などの人材育成</li> <li>・ 研究の効率的推進と成果の評価及び還元システムの構築</li> </ul>
IT による食と農の情報収集及び都市農業支援システムの開発	1,321	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報技術による農業生産・販売・支援手法の研究</li> <li>・ 情報技術による成果情報提供手法の研究</li> <li>・ 東京農業のPR手法の研究</li> </ul>
経営モデルの作成及び地域流通対策	1,901	以下、省略
高品質安定生産技術の開発	3,996	
作業環境改善を目指した技術開発	1,551	
ブランド農産物の生産技術開発	3,488	
植物バイオテクノロジーの開発及び遺伝資源の収集・評価・保存	9,025	
農産物の機能性・安全性向上技術開発	1,555	
資源リサイクル技術開発	762	
環境負荷軽減・環境保全型を目指した技術開発	17,077	
病害虫総合防除対策	12,238	
やすらぎのある都市空間創造のための生産管理技術開発	4,105	
高密度市街地における効率的園芸システムと技術開発	5,302	
伊豆諸島における農業の振興技術対策・実証化試験	14,990	
計	77,724	

## 試験研究機関 共通

### 3 外部評価委員会等への経済的視点の導入について

外部評価委員会等の構成メンバーは、表のようになっている。

試験研究は比較的多額の予算を必要とするため「費用対効果」を含めて経済性その他の観点から評価する事が重要であるが、そうした人材が参加していない。

よって、会計的並びに経営的観点から評価する事ができる人材をも参加させる事を検討されたい。

(表) 外部評価委員会等の構成

(単位：人)

機 関 名	学識経験者 ・生産者等	都職員	都民
環境科学研究所	5		2
衛生研究所	3	4	
薬用植物園	外部評価委員会なし		
産業技術研究所	8		7
皮革技術センター	5		2
食品技術センター	3		2
城東地域中小企業振興センター	外部評価委員会なし		
城南地域中小企業振興センター	外部評価委員会なし		
農業試験場	8		2
畜産試験場	6		2
水産試験場	6		2
林業試験場	4		2
土木技術研究所	5	3	2
財団法人東京都老人総合研究所	5		
財団法人東京都医学研究機構	29	48	

(環境科学研究所、衛生研究所、産業技術研究所、皮革技術センター、食品技術センター、農業試験場、畜産試験場、水産試験場、林業試験場、土木技術研究所、財団法人東京都老人総合研究所、財団法人東京都医学研究機構)

### 4 外部資金の導入について

都財政難の折、研究に必要な資金は外部資金を積極的に活用する必要がある。また、外部資金の導入に当たっては、透明性を確保するため、外部資金についてもできる限りこれを予算化することとする。そのためには、

年度途中の公募など、受託時期の関係で予算化できなかった国からの受託・応募研究は、可能な限り透明性を確保しつつ柔軟に対応することとし、民間からの受託・応募研究に対しても、透明性を確保しつつ、積極的に応募または受託するように努められたい。

また、国等の機関、民間との共同研究も積極的に推進し、外部技術の活用とともに、全ての研究について内部資金のみを注入するのではなくて、積極的に外部資金の導入を促進することにより研究目的の早期達成を図るように予算制度改善のための工夫などについての検討をされたい。

(全試験研究機関)

5 人事の交流・人材の登用について

試験研究機関の人事の滞留現象が次の事項を理由として発生している。

ア．地方公務員法の弊害

研究員の採用は地方公務員法のもとに行われているので公務員としての有資格者でないと採用できない。

イ．試験研究の従事期間の長期化

調査・研究には長い時間を必要とするものもあり、結果として長期間の従事となっている。

ウ．定数の弊害

地方公務員としての定数(定員数)が定められているので、離職者がいないと、たとえ必要とする人材がいても採用する事ができない。そのため、年々平均年齢が上昇しており、研究所は全体的に高齢化が進んでいる(38頁参照)。

エ．国・民間との人事交流

国並びに民間との人事交流はこれまでほとんどない。民間への流出はあっても地方公務員法等の理由により、国もしくは民間からの中途採用はない。

オ．局を越えた人事交流

縦割行政の結果、横断的な人事交流はない。

以上のような状況を踏まえて、次の諸点を検討されたい。

ア．任期付研究員制度の採用

職員の長期在職により、試験研究員の活性化が低下したり、また、新技術等の導入等が遅れていたりすることは問題である。そこで、必要な研究テーマの状況に応じて3～5年程度の期間に限った任期付人材の採用を検討されたい。

イ．民間人等の採用

都道府県の警察において経済事件の解決に会計・財務・税法の知識を必要とすることもあって公認会計士を財務調査官として採用しているケースがある。都の試験研究機関においても、地方公務員法に制限される事なく、新しい採用制度を導入することができると思われるので検討されたい。

ウ．特定の試験研究に係るプロジェクトチームの組成

人の採用に問題(制約)があるならば国・民間(出向を含む)等と手を結び、テーマごとにプロジェクトチームを作って、試験研究を行う事ができるかどうか、また、どのようにしたら行うことができるかについて検討されたい。



## 試験研究機関 共通

### エ．行政との交流

行政をサポートする研究機関としては、研究職員の適性や経験を勘案しながら、行政との人事交流をより活発に行う必要がある。

また、環境問題のように全庁的取組みを必要とする課題を研究テーマとしている試験研究機関としては、局の壁を越えた研究職員の人事交流を視野に入れるべきである。また、研究職員の人事交流を行うにあたっては、近年の技術進歩の動向等を踏まえ、若年齢化を志向すべきである。

(財団を除く試験研究機関)

## 試験研究機関 共通

### 6 研究職員の育成について

現在、研究職員が学会に参加する場合、参加費用及び機関誌への投稿料等は個人負担であり、学会への出席は有給休暇をとっているとのことである。また、研究職員に対する研修制度も、新規に採用ないし他より異動してきた者に外部の研修を受講させる程度のことしかしていない。

研究職員の質的向上を図り、より大きな成果をもたらすようにするためには、研究職員の研修・育成制度の充実にも十分配慮することが望まれる。

(全試験研究機関)

### 7 職員の職務発明等に関する規程について

職員が特許を受ける権利等を都に承継し、その特許が企業等に実施契約され、実施料が都に歳入された場合には、下表の実施補償金を支払うこととなっている(職員の職務発明等に関する規程第9条、15条)。

しかし、職員の発明等への意欲を増進させる観点からは、職員への配分を今以上に高めることが望ましい。

(表)特許を受ける権利、特許権又は専用実施権に係る発明の実施を許諾して収入を得たときに、発明者に対し支払う金額(職員の職務発明等に関する規程第15条第1項)

得られた収入	職員に支払われる金額
50万円以下の額	百分の五十
50万円を超え、百万円以下の金額	百分の二十
百万円を超える額	百分の十

(注)ただし、その額が、発明者一人につき年額300万円を超える時は、300万円とする。

(財団を除く試験研究機関)

## 試験研究機関 共通

### 8 全庁的な取組みについて

試験研究機関の全庁的な調整機関としては、大学管理本部があり、都政の緊急かつ重要な課題については、東京都技術会議第5部会が各試験研究機関の連携・調整を図っている。さらに、ダイオキシン、環境ホルモンに係る各試験研究機関の取組み及び調整については、東京都環境会議の試験研究分科会がある。

試験研究に関する局際問題は個別に関係局が対応しているが、局際調整の対象となる研究テーマは多くても年間数テーマに止まっている。

研究テーマは、都民ニーズに応えた行政需要の観点から、その必要性や緊急性を加味して選定されるのであるから、研究テーマの選定の段階から全庁的取組みを戦略的に行う組織体制を構築すべきである。

たとえば、環境科学研究所は環境行政を科学的にサポートする研究機関であり、行政（特に環境局）との連携を密にしながら試験研究が進められている。

他の研究機関との研究テーマ等の重複は避けるよう努力されており、衛生研究所や産業技術研究所とは研究分野や研究内容の重複がないように図られているが、環境に関する基盤研究や地球環境及び生活環境の改善に関する研究を実効あるものにするためには、研究テーマの選定段階から、他の研究機関と連携・協同して研究し、高い効果を出していくことが求められる。

（全試験研究機関）

### 9 中小企業支援組織について

的確かつ迅速に産業構造の変化に対応した中小企業支援施策の展開に取り組むためには、財団法人東京都中小企業振興公社と産業技術研究所をはじめとする試験研究機関や地域中小企業振興センターとが有機的にネットワーク化し、中小企業に対して総合的・継続的に支援を行っていくことが強く求められる。

#### (1) 試験研究機関（産業技術研究所、皮革技術センター及び食品技術センター）の役割

試験研究機関は、行政需要にマッチした高度かつ専門的な研究に取り組むとともに、試験・検査設備を持たない中小企業のために依頼試験等の実施や高度な設備の開放を通じて、企業の製品開発や品質の向上に結びつける技術指導を実施している。

そこで、試験研究機関では、特定企業に偏った研究や設備利用がなされないよう、東京全体の産業を視野に置いて、研究ニーズの把握、テーマ設定の方法、設備の利用把握などについて常に点検していくことが必要である。

また、大学等が持つ技術シーズを引き出し、中小企業との産学公連携事業や民間との共同研究にも活発に取り組み、民間への技術移転を促進していくことが重要である。

#### (2) 地域中小企業振興センターの役割

東京都では、各地域の産業特性にあったきめ細かい経営、技術両面にわたる指導を行うため、その拠点となる地域中小企業振興センターを城東と城南の地域の2カ所に設置している。当該振興センターは、地域産業の活力源としても重要な役割を担っている中小企業の事業活動を、それぞれ地域特性や潜在力に応じて総合的に支援する拠点として、総合相談、地域商業・工業活性化支援事業、依頼試験、技術開発機器の開放利用、経営技術実地指導、セミナーの開催等の事業を行っている。

##### 城東地域中小企業振興センターの特性

城東地域（台東・墨田・江東・荒川・足立・葛飾・江戸川など）は、ファッション関連や雑貨系金属製品など生活関連消費財を生産する小規模で零細な中小企業が集積しており、当振興センターは、こうした企業の経営安定、工業技術の向上にとっての重要な拠点となっている。

##### 城南地域中小企業振興センターの特性

城南地域（大田、品川、目黒など）は、製造業と小売業の集積が高く、製造業においては、機械金属加工業を中心として極めて高い工業集積を有しており、地域内・外での企業間取引ネットワークが形成されている。これにより、高度な熟練技術を基盤に、試作品から完成品まで一貫して生産できる体制となっているが、発注元の海外移転や後継者難などに伴う産業の空洞化等により地域の

産業活力の衰退が大きな課題となっている。こうした状況において、当振興センターは、地域中小企業の経営・技術の基盤強化を図るとともに、新鋭設備の利用の提供や企業相互の交流活動の促進に大きく貢献している。

### (3) 財団法人東京都中小企業振興公社の役割

平成12年度の中小企業指導法から中小企業支援法への改正に伴い、東京都中小企業振興公社は、都が行う中小企業支援事業の中核的な実施機関として「中小企業支援センター」に位置づけられている。

当該センターでは、ベンチャー企業をはじめ、中小企業からの支援ニーズに対応するため、技術士、中小企業診断士、税理士、弁護士等の専門家を配置した総合支援窓口を設置し、ワンストップによる相談サービスや個々の企業に対する継続的支援を提供している。

### (4) 中小企業支援の執行体制の見直し

都では、中小企業への効率的な支援体制の確保及び効果的な事業展開の観点から、地域中小企業振興センターを公社に統合することを検討し、平成14年度の実施に向け準備を進めている。また、14年度に多摩地域に暫定的に設置する予定となっている多摩振興センターについても、立川にある多摩経営支援課を統合し公社が運営していく計画となっている。

そうした地域振興センターの公社化に向けた取り組みの検討の中では、都と公社の役割分担を次のとおり記している。

都は、中小企業振興施策の企画立案を行うとともに、行政権限に基づく事務や都が実施することに大きな効果を認める事業を担うことを原則とする。

公社は、事業執行機関として、都と密接な連携を保ちつつ、公社のもつ柔軟かつ機動的な事業執行機能を十分に生かせる事業を行うことを原則とする。

今後、来年度の公社化の実情を分析し、更なる効率化や効果性の向上を目指して、執行体制の継続的な見直しを図っていく。

こうした役割分担を前提に、一層の事業効果を発揮させるためには、産業技術研究所などの試験研究機関及び地域中小企業振興センターは、公社と協力して、有しているノウハウの相互共有を促進させることが不可欠である。企業相談データのカルテ化などのデータベースを構築し、総合的な支援体制をより一層充実されたい。(産業技術研究所、皮革技術センター、食品技術センター、城東地域中小企業振興センター、城南地域中小企業振興センター)

## 試験研究機関 共通

### 10 設備・警備管理委託等について

衛生研究所の委託費の5年間の支払実績は表のとおりである。

(表) 委託費趨勢比較表

(単位：千円)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
管理運営	59,682	60,519	63,928	55,996	46,858
建物維持管理	129,724	137,830	167,552	155,832	162,122
その他	4,425	14,698	15,031	4,134	4,124
合計	193,831	213,047	246,511	215,962	213,104

上記項目についての業者選定にあたっては指名競争入札を行っている。その状況は次表のとおりである。

ア 管理運営のうち「動物飼育管理業務委託」について

イ 建物維持管理のうち「設備・警備管理委託」について

動物飼育管理業務委託の応札者は落札者以外も毎年、ほとんど入札に参加している。ただし、設備・警備管理委託は落札者以外は毎年、入札参加者は変化している。動物飼育管理業務委託の入札状況をみると、平成9年度は第1回の入札状況で最高と最低で価格差は3.3%である。偶然とは思えない。どうしても落札したいと思えば3回入札しているので、それなりに入札価格を下げて応札できたと考えられるがそれを行っていない。

設備・警備管理委託について検討してみると、平成11年度を除いて(例外と考えて)応札価格の最高と最低の価格差は僅少となっており、通常では考えられない。

より一層、契約、競争の公正を期し、不正行為の排除を期すことが必要であり、以下の工夫を図られたい。

現受託者に加え、毎年度、任意指名者を大幅に入れ替える。

一般競争入札並びに電子調達制度を導入する。

(衛生研究所)

試験研究機関 共通

(表) 入札(第1回)・落札状況

(金額は税抜、単位：千円)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
ア 動物飼育管理業務委託					
入札最高価額(A)	56,000	43,500	51,000	49,972	32,300
入札最低価額(B)	41,220	42,048	41,299	42,125	31,500
差異(A - B = C)	14,780	1,452	9,701	7,847	800
差異率(C/A × 100) (%)	26.4	3.3	19.0	15.7	2.5
入札回数	1回	3回	1回	(注) 2回	1回
応札業者数	5社	5社	5社	5社	5社
落札業者名	(株)A	(株)A	(株)A	(株)A	(株)A
落札価額	41,220	41,299	41,299	41,299	31,500

(注)第2 応札は他の四社は全て辞退

イ 設備・警備管理委託					
入札最高価額(A)	110,900	110,000	107,000	139,240	125,000
入札最低価額(B)	110,150	108,000	102,500	90,000	100,000
差異(A - B = C)	750	2,000	4,500	49,240	25,000
差異率(C/A × 100) (%)	0.7	1.8	4.2	35.4	20.0
入札回数	1回	1回	3回(不調) 注1	1回	3回 注2
応札業者数	5社	5社	7社	7社	7社
落札業者名	(株)B	(株)B	(株)B	(株)B	(株)B
落札価格	110,150	108,000	95,000	90,000	95,000

注1．業務変更に伴う金額設定が行われて3回入札したが不調になり、個別に交渉して決定した。3回目は6社が辞退。

注2．3回目は他の6社が辞退。

## 試験研究機関 共通

### 1.1 清掃委託等について

たとえば、産業技術研究所の庁舎の清掃等の管理業務については、入札により業者を選定している。この落札状況を見ると、概ね同一の業者が落札し続けている。また、入札経過調書を見ると、入札不調で3回入札を行なった場合に、2番目以降の安値業者は順序に入れ替わりはあるが、最安値の業者は常に変わらない。更に、前年に落札できなかった業者は、前年の落札価額を知っているはずなのに、それよりも高い価額で入札している例があった。

庁舎の清掃等の管理業務の委託契約は、任意指名方式の入札によるため、入札参加者の受託に対する熱意の差がこのような結果をもたらすものと思われるが、今後導入予定の電子入札を積極的に活用するなどして、公正な競争の確保に努めることが必要である。

(産業技術研究所)



## 試験研究機関 共通

### 1.2 機器の利用増進について

都内中小企業の製品開発の便に資することを目的に、産業技術研究所では開放試験用の機器を保有している。しかし、これらの平成 12 年度における利用状況をみると、全く利用されていないものや年間に数回しか利用されていないものがある。

(表) 利用の少ない開放試験機器の例

機器名	件数	使用料(単位:円)
交流電圧計	8	400
ミリオームメーター	2	300
ガウスメータ	9	2,430

皮革技術センターは、業者に開放試験用機械を貸しているが、平成 12 年度で見ると、ダストリムーバーは利用実績がなく、ポリッシングマシンは 2 件しか利用がないというように、利用頻度が低いものも見られる。

また、食品技術センターの開放試験室には 14 台の開放機器があるが、このうち、恒温器を除く 13 台は極めて低調な利用状況である。13 台の年間利用可能時間は 24,960 時間(年間 240 日、1 日 8 時間として)となるが、平成 12 年度の利用実績は累計で 347 時間に過ぎない。中でも、ビタミン C 計は年間で 1 時間、濃度計は年間で 2 時間となっている。

今後、東京都内の中小企業の振興、発展という本来の趣旨を踏まえ、開放試験用機器の利用が増大するように、特に都内の中小企業者の製品開発力増強のための指導、制度の PR 等を通じて、より一層利用率の向上に努めることが必要である。

(産業技術研究所、皮革技術センター、食品技術センター)

### 1.3 機器の利用状況の把握について

城東地域中小企業振興センターでは、依頼試験用のリース機器の開発支援室での開放利用実績を、城南地域中小企業振興センターでは、試験及び開放機器の利用実績を、使用料の収納実績から把握している。ただ、この方法は、個々の機器の利用時間に直接着目したものではない。料金表の機器分類別の把握によっている。料金表上ひとつの機器分類に複数種類の機器が含まれる場合、実際に使用された機器と異なる機器が利用実績としてカウントされることもあるなど、利用実績の調査としては不十分な面がある。

機器の利用実績は、今後の機器購入あるいはリース計画の策定にあたって重要な基礎資料となるものである。また、極端に利用の少ないものについては、廃棄等の検討も必要になる。各センターは、個々の機器の利用実績を直接把握するよう検討すべきである。

また、試験及び開放機器の利用状況を高めるためには、センターのサービス内容を広くPRする必要がある。センターでは、現在、ホームページによるほか、東京都の発行する機関紙等によるPRを行っているが、現状の利用状況を見る限り、より以上の積極的なPRが望まれる。

(城東地域中小企業振興センター、城南地域中小企業振興センター)

## 試験研究機関 共通

(指摘)

### 1.4 研究課題評価の実施要領の作成について

#### (1) 統一的研究課題評価要領を作成すべきもの

たとえば、農業試験場では、「東京都農林水産技術会議の設置及び運営に関する要綱」第8条に従って、試験研究評価部会を平成13年度より発足させ、「試験研究評価部会実施要領」を制定している。実施要領によると、「当部会の所掌事項は、試験研究機関が作成した試験研究実施計画に対する事前評価、試験研究結果に対する事後評価を行う。必要に応じて試験研究期間中の中間評価を行う。(同実施要領第2)」とされ、部会の構成は、学識経験者、生産者代表及び都民の代表からなる外部評価委員によって構成されている。実施要領の内容からすると、当該評価制度は、試験研究課題評価制度における外部評価制度として位置づけられている。

一方、以前から、「場幹部会」において、試験研究課題の検討、評価がなされている。当該場幹部会による評価は、事実上、試験研究課題評価制度における内部評価制度として位置づけられている。

これら、試験研究評価部会と場幹部会による試験研究課題の評価制度を試験研究課題評価制度として、統一的に捉えるべきである。

したがって、上記の内部、外部評価制度を前提として、試験研究機関の試験研究課題の評価に関する統一の実施要領を作成すべきである。

その内容としては、国の政策評価のガイドラインである「政策評価に関する標準的ガイドライン」(平成13年1月15日政策評価各府省連絡会議了承)が定める以下のような項目を盛り込むことが必要である。

- ・ 評価の目的等
- ・ 評価の実施体制
- ・ 評価の観点、一般基準等
- ・ 評価の方式
- ・ 評価結果の政策への反映
- ・ 評価結果等の公表
- ・ 政策評価に関する外部からの意見・要望等を受け付ける窓口

(全試験研究機関)

## 試験研究機関 共通

### (2) 評価結果公表内容を明確化すべきもの

試験研究評価部会による評価結果は、たとえば、「農業試験場研究評価部会細則」の第9において、「評価結果については、これを総括した上で、個人情報や企業秘密の保護、知的所有権の取得等に配慮しつつ、公開する。」とされている。

現行の規定では、評価結果の公表方法が具体的に示されていないため、公表すべき内容が不明確である。

次のような事項を公表すべきである。

政策評価の実施要領

計画的な実施に係る具体的な運営の方針

評価結果

- ・ 対象とした政策の目的・目標、具体的内容、実現手段（関連するコスト等を含む。） 成果・実績等
- ・ 評価の際に使用した仮定等の前提条件、評価手法・指標、データ
- ・ 評価の過程で聴取した学識経験者、民間等の意見等
- ・ 評価の結論

評価結果の政策の企画立案への反映状況

評価結果に基づく措置状況（内容、時期、今後の予定等）

これを参考として、評価結果等の公表の内容を再検討すべきである。

（全試験研究機関）

## 試験研究機関 共通

### 1.5 使用料・手数料の改定を適時に実施すべきもの

使用料・手数料については、受益者負担の適正化を図る観点から、原価計算に基づく所要経費を徴収することを原則とし、3年毎に原価の見直しを行うこととしている。

しかし、試験研究機関の依頼試験等の使用料・手数料については、平成8年4月に全面的に改定し、以後改定していない。その結果、表1のとおり、原価に比して著しく手数料が低い試験もある。

試験研究機関の使用料・手数料について、受益者負担の適正化を図る観点から、適時に改定されたい。

(表1) 原価に比して著しく手数料が低い試験の手数料の例 (単位: 円)

試験名	原価	手数料
硬さ試験	3,927	1,300
織物組織分解試験	28,276	6,400

(表2) 年間の依頼試験手数料 (平成12年度、単位: 千円)

研究所名	依頼試験手数料
産業技術研究所	134,988
皮革技術センター	4,386
食品技術センター	1,242
城東地域中小企業振興センター	9,474
城南地域中小企業振興センター	21,301
合計	171,391

(産業技術研究所、皮革技術センター、食品技術センター、城東地域中小企業振興センター、城南地域中小企業振興センター)

## 試験研究機関 共通

### 1.6 備品の管理について

(表) 備品の棚卸実施及び個別管理資料の作成の状況

( ○ は実施あるいは作成、 △ は一部実施、 × は未実施 )

機 関 名	重要備品の棚卸	その他備品の棚卸	個別管理資料
環境科学研究所		×	
衛生研究所		×	
薬用植物園		×	
産業技術研究所		×	
皮革技術センター		×	
食品技術センター	×	×	
城東地域中小企業振興センター	×	×	
城南地域中小企業振興センター		×	
農業試験場		×	
畜産試験場	×	×	
水産試験場		×	
林業試験場		×	
土木技術研究所			
財団法人東京都老人総合研究所	×	×	
財団法人東京都医学研究機構	×	×	

注．備品は、購入予定価格 2 万円以上のものであり、そのうち、重要備品（正確には、重要物品であるが、ここでは、重要備品と称する。）は、取得価格 100 万円以上のもの（東京都物品管理規則第 6 条第 2 項に基づき出納長が定めたものである）。

#### (1) 備品の棚卸をすべきもの

上表のように、重要備品についてさえも現物の確認が実施されていない試験研究機関が存在する。なお、重要備品以外の備品については、購入後、現物確認はされていないところがほとんどである。備品の所在場所、数等が確認されずに使用している試験研究機関が多く、備品管理が十分であるとはいえない。

今後は、重要備品については、毎年現物確認を実施し、重要備品以外のものは、2～3 年をかけて循環的に詳細な現物確認等を実施する等の措置を講じられたい。

( 全試験研究機関 )

#### (2) 備品管理資料の重複を改善すべきもの

重要備品管理のため、一部の試験研究機関では独自の管理資料を作成し、出納長室から年に 1 回、統一的に出力される「所在場所別物品一覧表」が活用されていない。

備品管理資料について、出納長室から出力される「所在場所別物品一覧表」と一部の試験研究機関で作成している重要備品一覧表との 2 つの管理資料が別々に

## 試験研究機関 共通

作成され、重複している資料によって重要備品を管理している点の改善方法について検討されたい。

(衛生研究所、土木技術研究所)

### (3) 物品管理番号シールを備品に貼付すべきもの

ア 物品については出納長室より割り当てられる物品管理番号を記入したシールを貼り付けるなどして管理することとなっている。しかしながら以下のような運用上の不都合があり物品ごとの物品管理番号が明確になっていないものがある。

(ア) 皮革技術センターの開所時の物品の一部については、シールを貼付していない。

(イ) 皮革技術センターには作業の性質から水がかかる物品(機械装置など)が存在するが、単に紙に印字したシールであることから、文字が判読不可能となっている。

イ 城東地域中小企業振興センターにおいて、下表のように、シールの貼付のない物品があった。

(所有物品)

(単位:千円)

所在場所	品名	金額	物品管理番号	問題点
エレクトロ室	電子プリンター	92	92-000027	シールの貼付なし
デザイン室	プロジェクター	368	93-000036	シールの貼付なし
技術開発支援室	そうじ機	91	93-000275	シールの文字が薄く判読不能

ウ 農業試験場においては、平成10年9月以前に取得した備品には、物品管理番号の記載のない備品ラベルが貼られているだけである。

エ 精神医学総合研究所の取得年月の古い備品について、ラベルの備品番号が消えているものが散見された。

物品管理番号は現物と帳簿(物品一覧表)との照合をする際の符号となるものであるから、明瞭に判読できる必要がある。個々の物品について物品管理番号が明らかになるようにされたい。

また、旧来の備品ラベルについては、物品管理番号を記したシールに貼りかえるべきである。

さらに、借用動産についてもリース期間における管理義務は生じているため、シールの貼付などにより該当の借用動産を明確にすることが必要である。

(皮革技術センター、城東地域中小企業振興センター、農業試験場、財団法人東京都医

試験研究機関 共通

学研究機構)

(4) 所在場所別物品一覧表のデータを適時に更新すべきもの

「所在場所別物品一覧表」には、実際の所在場所と異なるもの、リース契約終了による返却・払出により、登録情報の誤っているものが下表のとおり見られた。合規の手續に基づき、所在場所別物品一覧表のデータを適時に更新されたい。

(表) 所在場所別物品一覧表の登録情報の誤っているもの

城東地域中小企業振興センター

(所有物品)

(単位:千円)

所在場所	品名	金額	物品管理番号	問題点
管理室	花びん	20	93-000088	「所在場所別物品一覧表」と実際の所在場所が異なる。

(借用物品)

所在場所	品名	金額	物品管理番号	問題点
経営支援コーナー	画像処理装置	7,622	95-000028	リース契約終了につき、返却済み。現物なし。

農業試験場

	品名	金額	物品管理番号	問題点
本場	ガスクロ	1,150	92-009316	平成3年の事務所建替時に廃棄したが重要備品台帳に記載されたままである。
	大気汚染測定装置	6,000	92-009268	
	小型四輪貨物自動車	1,256	92-009382	八丈分場へ持っていったが、台帳上は本場の備品とされたままである。
	気象観測測定記録装置	2,678	95-001726	
	温湿度計	1,493	94-004025	
	農業気象記録装置	1,297	94-004026	

(城東地域中小企業振興センター、農業試験場)



1.7 賃借料の契約目途額を適切に設定すべきもの

研究用備品の一部には賃借によっているものが存在しており、一定額以上の金額のものについては入札を実施している。入札に際して設定する契約目途額は、購入した場合の予定購入価額をもとにリース料率や維持補修費等の要因を勘案して算出する。

リース料率については、物価資料等により想定借入期間に応じた率が用いられることとなっているが、契約目途額から逆算するとリース料率を約5%程度としている(予定購入価格を100とした場合、契約目途額(5年間合計)が、112となる。)入札の結果、リース料率が2%前後となったケースも存在するが、5%程度で落札されたケースも存在する。

リース料率を5%前後とするのは、昨今の市場金利や都債の金利水準からみて高率すぎるため、経済的に妥当と認められるリース料率をもとに適切な契約目途額を設定すべきである。

(産業技術研究所)

1.8 再リース料の価格検討を十分すべきもの

再リースの場合、対象物件が限定されほとんどが随意契約となり料金自体は相見積りになじまないものとなる。ややもすれば業者の提示価格の比較検討材料が不足となり、結果的に一般相場に比して高額になる可能性があるため、再リース料の妥当性検討が重要である。

再リース料のうち保守料を除く部分は、更新が進むにつれ料金が低減するのが通例である。一方、保守料は上昇することが通例である。したがって、再リース料全体の妥当性を検討するためには、保守料の計算根拠を含む内訳明細の入手、検討が必要であるが、再リース契約の内容を検討したところ、保守料の明細の入手・検討が不十分であった。

見積入手に際しては、保守料の明細の入手・検討を徹底すべきである。

(城東地域中小企業振興センター、城南地域中小企業振興センター)

## 環境科学研究所

<環境科学研究所>

(意見)

### 19 研究評価部会の構成について

環境科学研究所には、研究所運営の機関評価をするために環境科学研究所運営委員会が設けられている。同委員会は学識経験者等外部の委員 10 人によって構成されている。さらに、同委員会の下部組織として学識経験者 5 人及び都民代表 2 人の計 7 人によって構成されている「研究評価部会」が設けられている。

さらに、大気汚染もしくは水質汚染に関係する者も加える事を検討されたい。

(環境科学研究所)

## 衛生研究所

< 衛生研究所 >

( 意見 )

### 20 研究テーマと予算の配分方法について

衛生研究所における過去5年間の研究テーマ数の推移は表のとおりである。

( 表 ) 研究テーマ数の推移

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
経常研究	110	112	114	98	88
プロジェクト研究	45	42	42	41	45
合計	155	154	156	139	133

研究職員数 261 名 (平成 13 年 4 月 1 日現在) に対して、研究テーマ数は 133 であり、研究員の概ね二人が 1 テーマを担当する体制になっている。研究は試験検査 (行政) をサポートするために行われるのであり、研究を通じて日常の改善意欲を刺激し、職員を専門家として育成しようとして行われる。

しかし、研究予算は科単位の人頭割を基礎として配分されており、したがって、研究テーマの重点化が行われているとはいいがたい。研究テーマ自体の性質や必要性から予算金額の正当性や適正性を説明することは難しい状況にある。

研究予算は、研究テーマの軽重に応じた配分方法を検討されたい。

( 衛生研究所 )

## 衛生研究所

### 2.1 研究評価会議について

東京都立衛生研究所研究評価会議設置要綱(平成12年1月14日)に基づき第三者による「研究評価会議」が設置されている。構成員は、学識研究者3人、行政2人、所内2人の計7人である。会議は、年1回、所要時間は3時間程度である。

#### (1) 評価の時期等について

会議は年1回であるが、それでは、事前評価、中間評価、事後評価を適時、適切に評価することはできず、したがって次の調査、検査、研究に評価結果を適時に反映していくことができるとは考えられないため、この評価機関を実質的に機能させるために、評価の時期及び回数につき再検討されたい。

#### (2) 研究課題審議書の意見欄の内容について

次のテーマについて評価をまとめている。

食中毒起因の病原性解析と試験法に関する研究

内分泌系に作用する有機スズ化合物の生態系影響調査

合法ドラッグの中の医薬品分析に関する研究

農産物中の残量農薬に関する研究

食品用プラスチック製品における内分泌攪乱化学物質の暴露に関する研究

しかし、これらの研究に対する研究課題審議書の意見欄の内容は、その多くが

ア ~意義が大きい

イ ~期待される、期待したい

ウ 研究の重要性が解らない

エ ~心強い

オ ~努力して欲しい

となっている。

これだけでは、研究に関する具体的意見やアドバイスが不足しているため、調査研究内容に対するより具体的な評価やアドバイスがなされるよう評価方法の改善について検討されたい。

(衛生研究所)

## 薬用植物園

< 薬用植物園 >

( 意見 )

### 2.2 栽培研究について

薬用植物園は、昭和 21 年に、薬用植物の主要生産地であり、野生薬用植物採集地でもあった三多摩地区の中心に、薬用植物の増産指導を行うために民生局の小平薬用植物栽培場として設置され今日に至っているが、現在の設置目的は開設当初とは異なるものとなっている。現在、薬用植物園は、薬用植物の知識の普及や種の保存、薬事監視業務の根拠となる研究のほか、栽培研究を行っている。

栽培研究は、薬用植物について、輸入依存から脱却し、国内生産化をはかること、野生種を栽培化し、国内生産量を増やすこと、栽培法を改良し、国内生産量を増やすことの 3 点を目的として、生薬の原料となる主要な薬用植物の中から 10 種程度を選択して実施しており、その成果は、日本薬局方の規定値の適正化や国が作成する薬用植物の栽培指針などに反映されている。

しかし、このような目的の研究は、国の行政の守備範囲といえるものであって、国の機関である国立医薬品食品衛生研究所において、全国 5 箇所の薬用植物栽培試験場（北海道、筑波、伊豆、和歌山、種子島）で、同種の研究が遂行されている。

したがって、東京都がかかる研究を継続していくには、このような研究が都民の要望に応え、研究を実施していく必要があることを明確に説明されたい。

( 薬用植物園 )

< 産業技術研究所 >

( 指摘 )

2 3 経常研究の内部評価の適正化をはかるべきもの

産業技術研究所では、研究事業の内部評価を行っている。評価の方法は、内容、進め方、成果、発展性・産業界への波及効果の4項目について、A～Eの5段階評価(20点満点)によっている。(合計点の目安 オールA:20点、オールB:16点、オールC:12点、オールD:8点、オールE:4点)

経常研究のうち16点を超えた研究は、38テーマのうち、1テーマのみであり、全体的に平均点に集中している。

今以上に格差をつけないと、実態が把握しにくくなっていると思われるため、内部評価の方法を再検討されたい。

( 産業技術研究所 )

2 4 通常、民間で行われていない研究をすべきもの

産業技術研究所は、「中小企業インターネット技術支援システムの開発」を行っている。この研究は、中小企業がインターネットの運用技術を身につけることを目的として、民間プロバイダでは行っていない、インターネットサーバーシステムを体験するシステムの開発を目的としている。

しかし、平成12年度については、年度の中途において研究としての位置付けをしているが、事業内容を見ると、研究として位置付けるには十分な内容になっていない。

本来の目的である、インターネット運用技術の習得をするという、通常、民間では行われていない研究を行われたい。

( 産業技術研究所 )

2.5 研究の適切な進行管理をすべきもの

(1) 研究者の異動後に、研究内容を継続すべきもの

経常研究のうち、「イオン注入による新機能皮膜の開発(2年計画の2年目)」については、担当研究者の異動により、研究内容がイオン注入を利用しない研究に変更されている。

研究者の異動により、予定したテーマが変更されると、必要な研究が継続して行われないことになる。

研究者が異動しても、予定したテーマを引き継ぐなど、研究内容が継続されるようにされたい。

(2) 研究の適切な進行管理をすべきもの

経常研究のうち、「園芸植物の形質転換と特異個体のデータベース化」の研究目的は、「.....変異個体の記録、育種、園芸界の最先端情報等の収集・公開による普及を目的として、コストの安いCD等によるデータベース化を行う。」ことである。

しかし、変異個体のデータベース化まではしたものの、CDを園芸業界等に配布するには至っていない。

所期の研究目的を達成するよう、研究の適切な進行管理を実施されたい。

(産業技術研究所)

(意見)

2.6 墨田庁舎の賃借料について

産業技術研究所は、墨田庁舎として、国際ファッションセンター株式会社(東京都が14.6%、墨田区が36.5%を出資)より、国際ファッションセンタービル12階(墨田区横綱、1,920 m<sup>2</sup>)を1億5,515万円(年額)で賃借している。

墨田庁舎の賃借料は、産業技術研究所の年間予算12億円(平成13年度)の1割強を占めている重要な項目である。

今回の契約更新の際には、最近の賃料水準や賃料動向を踏まえて、貸主と賃借料の改定交渉をされたい。

(産業技術研究所)

2.7 放射線利用施設について

産業技術研究所の放射線利用施設(駒沢庁舎)は、昭和34年に国の原子力平和利用の一環として、アイソトープ・放射線利用による都内産業の振興などを目的として設置された。しかし、近年、放射線利用研究は、国、大学、企業等で幅広い研究が行われている。

このような中で、当施設が担うべき都内中小企業に対する放射線利用技術の開発については、製品化までされている成果が平成10年度以降4件であるなど、十分とは言えない。

今後は、基礎的な研究は国や大学等に任せ、当施設は中小企業に役立つ応用性、実用性を主眼とした試験研究に徹すべきである。

(産業技術研究所)



2.8 研修の受講料について

産業技術研究所では独自に作成した「研修・講習会実施要領」（平成12年3月31日）に基づいて、研修の受講料を決定している。

それによると、研修に要する経費の内、報償費、テキスト代（印刷製本費）、実習用資材費（消耗品費、原材料費）及び会場使用料を合計した額を受講者の定員で除した額を受講料としている。しかしながら、これらの費目の他にも多くの経費（備品費、役務費、旅費、超過勤務手当等）を要しており、受益者負担の観点からも実費相当額の範囲を再検討されたい。

参考までに1人あたりの主要な研修の現行受講料と実費を考慮して算定した額（報償費、印刷製本費、消耗品費、原材料費、備品費、修繕費、役務費、旅費及び超過勤務手当の合計）とを対比すると次のとおりとなる。

（表）研修受講料（現行と実費） （単位：円）

		現 行	実 費
（1）高等専門研修	（60時間）	48,600	93,600
（2）分野別専門研修	（30時間）	19,800	31,200
	（24時間）	15,800	24,900
	（12時間）	7,900	12,400

（産業技術研究所）

## 皮革技術センター

<皮革技術センター>

(指摘)

29 物品を適切な時期に取得すべきもの

摩擦係数測定機(取得価額 724 万円)は、海外メーカーの受注生産による新製品であったこともあり、年度末(平成 13 年 3 月 30 日)に取得しており、取得年度の研究には利用できていない。

取得した年度の研究に利用可能な時期に、物品を取得されたい。

(皮革技術センター台東支所)

## 食品技術センター

### <食品技術センター>

(意見)

#### 30 東京都中小企業振興公社との関係について

東京都は、財団法人東京都中小企業振興公社(以下「公社」と略す。)へ、食品技術センターの管理運営を委託しているが、開放試験室の利用承認等、公社への委託から除外されているものもある。

しかし、センターの運営経費の大半を司るのは公社であり、センターが事業執行に使える予算は6千万円程度(全体の約18%)に過ぎない。

効率的な執行体制の確保及び効果的な事業展開の観点から、センター及び公社の全体の事務の効率化を図る方法を検討されたい。

(食品技術センター)

< 城東地域中小企業振興センター >

( 指摘 )

3 1 保有図書及びビデオテープを有効活用すべきもの

保有図書及びビデオテープ(以下、「図書等」という。)について、貸し出しは行わず全てセンター内での閲覧に限定している。しかしながら、図書等の一覧表が作成されておらず、また、現在、図書等の保管場所である経営支援室は閉鎖していることから、閲覧が困難となっている。

図書の一覧表を、来訪者へ閲覧可能にするとともに、ホームページ上に保有図書等の一覧表を開示し、事前に情報提供することによって利便性を高められたい。

( 城東地域中小企業振興センター )

( 意見 )

3 2 会議室の利用状況について

城東地域中小企業振興センターは、大、中、小の各会議室を中小企業者等の利用に供している。このうち、中、小会議室は平成 13 年度よりの供用開始である。

大会議室の利用実績は年間 443.5 時間(平成 12 年度)である。1 日 8 時間とすると年間 55 日であり、週 1 回強の利用にとどまっている。諸設備を完備した 264 m<sup>2</sup>の会議室が 1 日 34,300 円で利用可能となっている。交通の便がやや悪いことを考慮しても、低調な利用度と言える。

また、中会議室は平成 13 年 4 月から 6 月までの 3 ヶ月間で利用は 6 時間、小会議室は 12 時間である。ほとんど利用されていない。

P R 等を充実し利用度の向上に努めるべきである。

( 城東地域中小企業振興センター )

<城南地域中小企業振興センター>

(意見)

3.3 共同開発用、自己研究用の機器利用状況の把握について

重要物品の利用状況について、センターは、平成 12 年度から使用実績を記録している。しかしその対象は依頼試験用及び開放機器用のみであり、共同開発用、自己研究用は含まれていない。

他方、リース機器については、共同開発用・自己研究用も含んで記録している。機器の利用状況を検討し将来の廃棄・更新等の判断資料として利用する場合、両者で取扱いを異にする積極的理由も特にない。

重要物品、リース機器の別なく、共同開発用・自己研究用も含んだ網羅的な利用状況把握を行うべきである。

(城南地域中小企業振興センター)

3.4 機器の再リースの継続について

リース物件について再リースを実施する場合、継続するか中止するかについて年度毎の判断が可能である。したがって、利用実績に比し、再リース料が著しく高額となるものについては中止の検討を行うことが望ましいが、再リース物件 27 件のうち、平成 12 年度の再リース料を利用実績で除した金額、すなわち、利用一回あたりのリース料が 100,000 円を超えているものが 3 件あった。このうち 2 件については平成 14 年度も再リースが継続される。

再リースの継続については、再リース料と利用実績とを比較考量する観点をより重視することが望ましい。

(城南地域中小企業振興センター)

< 農業試験場 >

( 指摘 )

3 5 試験研究課題の外部評価を網羅的に実施すべきもの

試験研究課題と試験研究結果の評価を行うことを義務づけられている。前者が「事前評価」、後者が「事後評価」であるが、この他に、必要に応じて試験研究期間中に、中間評価の実施も義務づけられている。

農業試験場では、平成 13 年度において、66 課題（うち新規 16）の試験研究が行われている。

農業試験場では、外部評価導入の初年度にあたり、往査日現在、平成 14 年度実施予定の 8 課題のうち、4 つの研究課題に対する事前評価を行っただけである。このような取り扱いとしたのは、残りの 4 課題は新規の課題ではあるものの、既存の課題を前提としたものであったためとしている。

しかしながら、事前評価の目的は、効率性、有用性の低い研究事業をあらかじめ排除することにあるので、今後、新規に開始する予定の研究事業は、すべて、事前評価を実施すべきである。

また、平成 13 年度に実施されている 66 課題の研究事業のうち、年度中に終了したものは、事後評価を実施することによって、平成 14 年度に継続されるもののうち、以下の 6 課題については、従来の「農林水産技術会議農業試験研究部会」による評価も受けていないため、中間評価を実施することによって、研究事業を継続することの要否を検討すべきである。

- リアルタイム土壌・作物栄養診断手法を用いた基準値の策定（平成 13～18）
- 施設畑での環境負荷の少ない施肥法の開発（平成 12～15）
- 新素材を活用した環境や人にやさしい野菜生産技術開発（平成 13～16）
- 都市農業に適した土壌農薬の軽減法（平成 13～15）
- 侵入害虫ミカンキイロアザミウマの防除（平成 10～15）
- 環境保全型農業に適した病害防除（平成 10～15）

( 農業試験場 )

(意見)

### 3.6 評価指標の設定について

農業試験場では、実施した研究事業の成果を測る指標として、研究成果のうち、農業改良普及センターへ研究成果の引渡しを行った課題数(農家普及課題数)の比率を用い、その目標値と実績値の推移を測定している。

(表) 農業改良普及センターへ研究成果の引渡しを行った課題数及びその比率

	平成9年度	平成10年度	平成11年度
現場活用型研究成果数(A)	81	75	79
農家普及課題数(B)	67	65	67
目標値(%)	100	100	100
実績値(B/A×100)(%)	82.7	86.7	84.7

指標の算定式 実績値 = (農家普及課題数 / 現場活用型研究成果数) × 100

農業改良普及センターへ研究成果の引渡しを行った課題数であり、農家が一軒でも採用した研究成果が67件であることを意味する。

上記の算定式で、研究事業の普及率を判定することは不十分である。なぜならば、この式からは、現場活用型研究成果を農家が一軒でも採用した課題かどうかを知ることができるが、実際に何軒の農家が採用したかは知り得ないからである。

したがって、成果指標としての普及率としては、成果が採用されたか否かではなく、以下のような、研究課題毎の目標採用農家数を設定し、何軒の農家に採用されたのかの比率で判断することが望ましい。

望ましい評価指標算定式

(研究成果の採用農家数 / 研究成果の目標採用農家数) × 100

(農業試験場)

### 3.7 農業試験場の戦略的運営方法の検討について

東京の農業の特色(例えば、稲城、高尾等の特定ブランド品生産販売の活性化、農産物及び農産物加工食品の安全性向上、小松菜のような農産物及び農産物加工食品の機能性の向上、農産物に関するリサイクルの推進、など)をより強く生かした農業試験場の戦略的運営方法について採算性の向上を図るなどの経営的観点からより積極的な取組を展開されたい。

(農業試験場)

< 畜産試験場 >

( 意見 )

3 8 Tokyo-X 豚の種豚供給コストについて

Tokyo-X 豚は、都の畜産業振興施策に基づき、畜産試験場が「東京の畜産業の振興」と「新鮮で安全な畜産物の都民への供給」を目的に、味覚が優れ、かつ付加価値のある豚肉を生産する新しい東京の「特産豚」として開発された食肉豚である。

畜産試験場から東京近辺の畜産農家に種豚が供給され、これらを肥育したものが、食肉として東京市場に限定して供給されている。

畜産試験場では、現在、Tokyo-X のブランド化を確立すべく 2 万頭の市場流通体制の確立に向けて事業を遂行中である。

当該事業は、本来、「畜産業の振興」と「よりよい食肉の都民への供給」を目的としたものであり、その事業スキーム及び品種の改良の点からも評価されるべきものであるが、事業の採算計算（注）を試算したところ、仮に試験場が想定している事業規模（2 万頭市場流通体制）に到達しても、現在の畜産農家に種豚を供給する際の譲渡収入では、Tokyo-X 豚に係る事業コスト（人件費を含む。以下同じ。）を回収するに至らないとの結果を得た（回収不能コスト推計：約 2 千万円）。

損益分岐点に至るような販売頭数を見極めたうえで、首都圏全域を対象とした広域的な生産・販売体制を整えるなどして、収支が均衡するような生産・販売計画を作成し、実施されたい。

（注）当該計算は、現在、事業の構築中であることに鑑み、畜産試験場が想定している事業規模（2 万頭市場流通体制）がとられたと仮定して試算している。

（畜産試験場）



3.9 研究課題の外部評価における客観的指標の採用について

試験研究の外部評価にあたって使用される研究課題評価票には、客観的な数値による指標が設定されていないが、研究テーマの中には、事業化が進み客観的な数値指標を掲げること可能な研究テーマが下表のとおりあると思われる。

より適切な評価が行われるよう、客観的な数値指標の設定が可能な研究テーマについては、可能な限り客観的な数値による指標の採用を検討されたい。

(表) 数値指標の例

調査研究テーマ	数値指標例
Tokyo-X の維持改良試験	肥育コストの低減目標 (死亡率の低減、えさ代の低減等)

(畜産試験場)

< 水産試験場 >

( 指摘 )

4 0 試験研究課題の外部評価を網羅的に実施すべきもの

試験研究課題と試験研究結果の評価を行うことを義務づけられている。前者が「事前評価」、後者が「事後評価」であるが、この他に、必要に応じて試験研究期間中に、「中間評価」の実施も義務づけられている。

当試験場では、外部評価導入の初年度にあたり、外部評価実施日現在、平成 14 年度実施予定として確定していた 4 つの新規研究課題に対する事前評価は実施されていた。

しかし、その後新たに計画された 3 つの研究課題については、事前評価が行われていない。

事前評価の目的は、効率性、有用性の低い研究事業をあらかじめ排除することにあるので、追加の 3 つの研究課題についても、事前評価を実施されたい。

( 水産試験場 )

4 1 研究の継続可否の判断を每期実施すべきもの

平成元年から 12 年まで、内湾漁業資源動向調査として、マハゼの産卵孔の数等を調査 ( 委託契約金額 285 万円、平成 12 年度 ) し、産卵孔の分布及びその経年変化を明らかにすることができたが、産卵孔の数と稚魚数との間には、相関関係が見つからず、この研究は 13 年度で終了することとなった。

相関関係を見つけるまでに、一定の期間を要するとしても、13 年間は長すぎると思われる。

継続研究についても、課題の選定・見直しをタイムリーに行うことを徹底すべきである。

( 水産試験場 )

#### 4.2 研究目的を達成するように研究すべきもの

奥多摩分場では、養殖場の汚泥処理技術の研究の一つとして、12年度は飼育池面積が狭く、沈澱処理槽を持つことができない養殖場を導入対象に、傾斜板の効果を測定している。

研究結果は、傾斜板設置による糞の流出削減効果は18.6%で、顕著な設置効果は認められず、研究目的を達成できていないと判断されている。

傾斜板の効果の測定は、1年のうち、8月から9月の2週間をかけて、1回しか行われていない。

研究目的を達成し得るような有効な実施計画を前提として、研究を行うべきである。

(水産試験場)

#### 4.3 長期保全計画の作成について

東京都の建築物は、長期保全計画に基づき定期的な修繕を行い、維持・管理することとなっている。しかし、水産試験場では、従来より作成していた場独自の短期的な修繕計画はあるものの、長期保全計画は作成していない。

したがって、技術的な側面も考慮した実施可能な長期保全計画を作成すべきである。

(水産試験場)

(意見)

#### 4.4 中期計画の策定について

水産試験場では、毎年度実施する研究事業は長期研究計画を前提とし、その枠内で具体的に課題を設定している。当該長期研究計画は、東京都農林漁業振興対策審議会答申に準拠して、10年に1回の頻度で作成されている。

平成13年度に実施されている研究事業の課題は、前記答申が平成5年6月に出されたのを受け、平成6年5月に決定された長期研究計画に基づいたものである。しかしながら、10年後における東京都の水産業の課題を正確に、あるいはそれに近いかたちで予測することは至難の業である。したがって、水産試験場としては、前記答申が10年に1度だから研究計画も10年に1回作成すればよいと考えるのではなく、中期研究計画として、5年程度に1回は当初計画見直しのための中期研究計画を作成されたい。

(水産試験場)

#### 4.5 今後の検討課題について

##### (1) 戦略的研究の必要性の検討について

我が国周辺水域における資源の減少、輸入水産物の増加や長期化する不況に起因する魚価の低迷により漁家経営は悪化している。さらに東京都の漁業は島嶼が中心であることから、漁獲物の輸送コスト高や鮮度保持の問題などが経営に負担を与えている。

現在東京都では、資源管理型漁業の展開を図り、資源の減少に歯止めをかけ、将来に向け安定した漁業を行うための試験研究がなされているが、併せて限られた資源や漁獲物の付加価値を高め、より生産額の向上を図る取組みが重要と考える。

先頃制定された水産基本法においても、新鮮で安全な水産物を求める消費者ニーズに応えるなど消費者の視点を重視した施策展開が求められている。

近年は一般消費者の食の多様化や健康食品への需要が高まっており、これら消費者ニーズに応えるため、たとえば、魚のもつ健康促進成分である高度不飽和脂肪酸(DHA、EPA)などの有効活用や、海藻サラダなど食物繊維、ミネラル食品への新たな海藻資源の発掘など、水産資源の高度利用技術開発、また、活魚輸送技術の開発、産地直送やインターネット通販など漁獲から販売までの一貫した品質管理による流通技術支援など、流通加工に関する技術開発への積極的な取組みが必要である。

( 2 ) 資源管理の方向性の検討について

東京都内湾は、かつて、アサクサノリ、ハマグリ、ウナギなどいわゆる江戸前の魚介類を産する豊かな海であったが、昭和 37 年の漁業権の全面廃止以来、一部の漁業者がアナゴやカレイ、アサリを対象にした自由漁業を続けてきている。

近年、漁場環境の改善とともに内湾の水産資源は回復しつつあるが、特にアナゴ、カレイ類等では、漁業だけでなく都民の余暇活動としての遊漁による利用の拡大が進み、持続的な利用に向けての対応が必要になってきている。

今年 6 月公布・施行された水産基本法では、遊漁による利用も資源管理の対象にする方向が明確に示された。また、国は、水産基本法を受けて実施される資源回復計画の中で、東京湾のアナゴ類とマコガレイを広域資源管理対象魚種として想定しており、これら対象魚種の資源に関する調査研究の充実が求められることとなる。

一方、東京都における内湾の水産資源に関する調査研究は、稚仔魚の発生量調査やハゼの産卵調査等を実施しているだけである。新しい水産基本法の制定の中で、東京都としては、内湾の水産資源を食料供給を担う漁業の視点だけでなく、都民生活に心の豊かさを与える都民共有の資源としてとらえ、その管理と持続的な利用に向け、調査研究を充実する必要がある。

( 3 ) 本場の立地場所の検討について

現在、水産試験場本場は、東京都公文書館の一部を間借りして試験研究を行っているが、施設面の制約から海産魚病等の研究のためには十分な研究体制がとれない状況にある。

水産試験場本場の適切な場所への移転について、組織のあり方を含めて検討されたい。

( 水産試験場 )

< 林業試験場 >

( 指摘 )

4 6 日原林業試験林を有効活用すべきもの

林業試験場は、二つの林業試験林を有しているが、このうち、日原林業試験林(面積 1,047,902 m<sup>2</sup>、取得価額 1 億 8,128 万円)は試験等に有効に利用されていない。すなわち、日原林業試験林は平成 4 年に取得されたものの、予算の都合等で管理道等が整備されず、日常的な立ち入りが困難な状態のまま今日に至っている。

今後については、管理道等を整備の上試験等に利用するか、あるいは用途変更を検討するなどの選択肢がありうるところであるが、いずれにしても現状のままとすることは、財産の有効活用の観点から問題がある。

日原林業試験林の今後の活用について、早急に検討を行うべきである。

( 林業試験場 )

( 意見 )

4 7 国庫補助等による研究テーマについて

関東の各県における研究課題数と、そのうちに占める国庫補助等による研究数は下表のとおりである。東京都で国庫補助等により行う研究テーマは、他県に比し少ないものとなっている。

国庫補助等が受けられるような、研究テーマの導入についても検討されたい。

( 表 ) 関東の各県における研究課題数と、そのうちに占める国庫補助等による研究数

	東京都	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	神奈川
研究課題数	10	25	25	23	14	48	17
(うち国庫補助等)	(1)	(9)	(9)	(4)	(5)	(4)	(4)

( 林業試験場 )

## 土木技術研究所

< 土木技術研究所 >

( 指摘 )

### 4 8 受託調査研究に係る終了報告を徹底すべきもの

平成 12 年度に予定通り終了した案件のうち以下の 3 件については、明確な終了報告書等は作成されておらず、担当者による口頭による報告で完結していた。

( 表 ) 終了報告書等が作成されていない研究

調査研究テーマ	依頼部局	期 間
大深度地盤図作成	国土庁	H11 ~ 12
川崎街道大丸地区における舗装調査	道路建設部	H12
新神谷橋耐荷対策の技術協力	道路管理部	H10 ~ 12

このように明確な終了報告がなされなかった理由としては、以下の点があげられる。

ア 他の部局から調査研究の依頼を受けた時点で、依頼事項の詳細( 受託期間や成果報告書の提出期限等 ) が明確に文書化されていなかった。

イ 依頼事項の中には、データの提供、調査の立会、委員会の参加等があり、終了報告を作成しなくとも特に支障のない活動があった。

従来、当研究所への調査研究依頼の大部分は東京都の他部局からであり、明確な終了報告を欠いても特に支障はなかった。このような事態に対し、平成 13 年度中には調査研究の依頼事項を文書化する予定であるが、今後における受託研究費の外部からの受入れを視野に入れた場合、依頼先に対する成果報告の提出をも含め、終了報告の管理を徹底されたい。

( 土木技術研究所 )

## 土木技術研究所

(意見)

### 4.9 受託研究費に係る規程の整備について

たとえば、土木技術研究所における受託費(平成12年度歳出額217百万円)は、原則として東京都の行政各部から調査研究課題を受託し、研究所が執行するものであり、外部資金の受入に伴う研究費ではない。

通常、「受託研究費」という場合には、外部からの研究委託に基づき受入れた資金を意味するが、研究所においては、過去において外部資金としての受託研究費を受入れた実績はない。

研究所でも過去において、民間企業から受託研究の引合いはあったが、受託研究費受入に係る取扱いが明確化されておらず、当該資金の受入を見過ごした経緯がある。

他団体との共同研究に係る規程については平成13年度中に制定する予定であるが、今後は外部資金の受入体制の整備を含めて、それに対応した受託研究費に係る規程についても早急に制定されたい。

(土木技術研究所)

### 5.0 中期計画の策定について

土木技術研究所は、これまで所内及び本庁各部と調整の上、個々の研究テーマを設定し、各研究テーマごとに長期研究計画を作成し、研究を進めてきた。

しかし、社会経済情勢の急激な変化の中で、社会ニーズや行政需要を的確に反映した研究テーマの設定、研究の総合化、重点化、課題の早期解決など、より一層計画的、効果的、効率的な調査研究の推進が求められている。こうした状況に適切に対応するため、「研究所中期計画」の策定について検討をされたい。

(土木技術研究所)



## 土木技術研究所

### 5.1 プロジェクト研究の見直しについて

平成 12 年度の研究テーマ数は受託費による調査研究を含めて 77 テーマであるが、このうちプロジェクト研究は 7 テーマである。一般的にプロジェクト研究とは、行政上の緊急かつ重要な問題を解決するために、特別の予算が手当てされた研究を意味するものと考えられる。

しかしながら、当研究所におけるプロジェクト研究は、予算上の特別措置があるわけではなく、複数の研究室が共同で実施する調査研究を意味している。

各研究テーマの重要度には差異があるはずであり、例えば、以下に関連する研究については、建設行政上、重要な問題であり緊急に解決すべきテーマと考えられる。

「技術部」 ----- 建設コストの縮減、循環型都市、都市防災、環境対策等の土木技術に係る調査研究

「地象部」 ----- 土木構造物の耐震対策、道路交通網の被害予測等の地震防災に係る調査研究

したがって、今後、研究テーマ別に予算を設定する場合には、当研究所において緊急かつ重要なテーマに係る研究を「プロジェクト研究」として位置付け、当該研究に対して重点的に予算配分することが望ましい。

(土木技術研究所)

### 5.2 調査・研究のあり方と改善の方向について

#### (1) 地質調査・耐震研究の効果

都に直下型地震が発生した場合（阪神淡路大震災クラス）に、どの程度の被害が発生するのか、その可能性について、たとえば、以下に掲げた諸点を含め研究所としては、かなり調査・研究が進んでいる。

- ア 都内東部地区の液状化現象
- イ 建物の倒壊
- ウ 道路の被害による交通機能の麻痺
- エ 河川堤防・護岸の耐震性能

したがって、地震の発生による対応は、限定的（以下の記述するところが除かれているため）であるが、可能な限り対応できるものとされている。地震発生に関する他の機関との共同研究を行っていないので、限定的なものとなっており、その有効性は低い。よって、他の関連機関等との共同調査・研究を進められたい。

#### (2) 火災の発生と影響の予知の研究

地震が発生すれば、火災も発生する。阪神淡路大震災では地震そのものの影響よりも、発生した火災による被災の影響のほうが大きかった。それは関東大震災でも同じであって、煙にまかれて死亡した被災者が多かったことでも理解できる、重要な課題である。

ところで、研究所では「火災は消防庁」の管轄であるとして、あえて積極的には取り組んできていない。道路の交通機能の麻痺は道路の被害のほか風向きの影響もあるが、火災の発生による被災予想都民の避難を有効・適切に行うために必要である。

特に、ここ数十年の間における化学製品を使った建設資材による有毒ガスの発生する危険はきわめて大きいものと言える。

よって今後、消防庁との共同研究を行う意向であるが、同庁もしくはその関連機関との情報交換を密にするほか、共同研究を積極的に行われたい。

#### (3) 衛生管理と医療等の措置

都の東部地区は、ゼロメートル地帯が広く分布していることから高潮時に地震が発生すると防潮堤防を越えてしまうこと、並びに、河川の堤防が決壊して海水・泥水が住居地区に浸水してくることが十分考えられる。

ゼロメートル地域にあっては、水がひくのが遅くなり、生活排水や被災家屋からの流出物により不衛生都市化する可能性がある。

よって地震による被害においては公衆衛生部門も含めた災害対策関連機関と情報交換を密にしていくほか、共同研究を積極的に行なわれたい。

（土木技術研究所）

<財団法人東京都老人総合研究所、財団法人東京都医学研究機構>

(指摘)

5.3 同様の研究をしている国、他の自治体、大学等の研究機関と積極的に協力を推進すべきもの

(1) 老人医療の研究機関としては、国立では、長寿医療研究センターが1ヵ所あるだけである。ここは、設立後日が浅く、高齢者問題の一部しかカバーしていない。また、病理部門を欠いており、老年病における研究試料とデータの蓄積が不十分である。

ただ、現在は、目立った協力関係はなく、今後お互いの研究テーマの分析を行い、協力できるものは共同研究という形にこだわらず、積極的に行うべきである。

また、民間の研究所に関しては、資金面での共同研究を多く行っているが、個人の研究者レベルでの協力であり、研究所として組織的には行ってはいない。老人総合研究所のすべての研究テーマについて、主要な民間研究機関と擦りあわせを行い、協力できるものについては研究所として積極的に働きかければ、今以上の資金協力が得られるはずであり、積極的に推進すべきである。

(財団法人東京都老人総合研究所)

(2) 東京都医学研究機構と類似の研究を行っている、国および道府県立の研究機関は次表のようになっている。研究内容が完全に一致している研究機関はないにしても、これだけの研究機関が各々それなりの人員と予算を抱えて研究事業を行っているわけであるから、研究目的、内容、視点、手法等が類似している研究は決して少なくないはずである。

これらの機関と積極的な共同研究、資金協力、情報交換等を進め、研究の効果的・効率的な実行をはかるべきである。

(財団法人東京都医学研究機構)

(表) 国の類似試験研究機関の概要

	機関名	規模	主な研究内容・目的
1	国立精神・神経センター (神経研究所)	職員数 47 名 (内研究職員 47 名) 予算 15.9 億円	内因性精神病、筋疾患、先天性代謝異常等の成因、発症機序の解明、遺伝子診断、治療法の開発等
2	国立精神・神経センター (精神・保健研究所)	職員数 32 名 (内研究職員 31 名) 予算 7.8 億円	精神障害、神経症等の診断法、病態、治療法等の開発と援助活動の研究、睡眠障害のメカニズム解明等
3	国立遺伝学研究所	職員数 120 名 (内研究職員 80 名) 予算 34.8 億円	分子・細胞・固体・集団の各レベルでの遺伝学的研究、ゲノム・タンパク質データベースの整備とその活用等
4	岡崎国立研究機構 (基礎生物学研究所)	職員数 103 名 (内研究職員 70 名) 予算 16.4 億円	細胞構造等に関する分子レベルでの基礎研究、生殖腺の性分化等の発生過程の分子レベルでの研究等
5	岡崎国立研究機構 (生理学研究所)	職員数 98 名 (内研究職員 66 名) 予算 19.4 億円	細胞内物質輸送等の生理機能、脳神経における情報伝達メカニズム等の解明、大脳皮質の機能研究等

(表) 他の地方公共団体の類似研究機関の概要

	機関名	規模	主な研究内容・目的
1	(財)かずさディー・エヌ・エー研究所	職員数 70 名 (内研究職員 58 名) 予算 21.4 億円	遺伝物質の本体である DNA の構造の解析研究および解析技術に関する研究、DNA の機能等の研究ならびに DNA に関するデータ等の蓄積および提供等
2	(財)大阪バイオサイエンス研究所	職員数 47 名 (内研究職員 40 名) 予算 9.8 億円	分子生物学(細胞体の構成等の基本構造の解明)、分子行動生物学(覚醒・睡眠制御機構の解明)、神経科学(高次脳機能の分子メカニズム解明)、分子医学(癌と神経変性疾患の発症機構解明)に関する基礎研究

この他に、主に特定疾患の研究を対象としている道府県立の研究機関は以下のとおりである。

- ・宮城県がんセンター研究所
- ・秋田県脳血管研究センター
- ・群馬県成人病研究センター
- ・千葉県がんセンター
- ・神奈川県がんセンター臨床研究所
- ・埼玉県がんセンター研究所
- ・岐阜県温泉医学研究所
- ・愛知県がんセンター研究所
- ・大阪府成人病センター
- ・兵庫県成人病臨床研究所
- ・兵庫県高齢者脳機能研究センター
- ・兵庫県東洋医学研究所

5.4 都の研究機関の間で、共同または協力して研究することが求められるもの

東京都医学研究機構と東京都老人総合研究所では、研究内容において、直接的に重複する研究テーマはないものの、アルツハイマー病関連の研究、神経伝達物質関連の研究、老化に伴う痴呆関連の研究等において、最終的な目的を一緒にする研究テーマが多く存在する。

現状では、明確な形での協力関係は見られず、各々独自の研究として進められている。

これらは、共同研究化や研究分野・研究方法における役割分担の明確化、情報の共有・協力等、より一層の協力をすすめ、時間、資金、成果などの面で、効率的、効果的な共同研究を進めるべきである。

(財団法人東京都老人総合研究所、財団法人東京都医学研究機構)

## 5.5 研究活動について

### (1) 本部として研究活動予算を管理すべきもの

行政ニーズや都立病院等の臨床の場におけるニーズに対応するため、東京都医学研究機構として実施している研究としては、「プロジェクト研究」、「都立病院等共同研究」、「特別研究」(行政の要望に基づく特定の研究)等がある。これらの研究費予算は、部門としては本部事務局に計上しているため、本来であれば、当該部署で予算執行を管理すべきであるが、実際の研究活動は各研究所で行われるため、課題別の予算執行は各研究所で管理されている。

平成12年度では、法人事務局で予算管理すべき研究費について、逐次、各研究所から課題別の予算執行状況を報告させることは行っておらず、本部として必ずしも予算管理が十分行われているとはいえない。

なお、平成13年度中には4半期毎に各研究所から、課題別の予算執行状況を本部へ報告させる予定であるが、予算管理の観点からは、毎月、本部に報告させる体制が必要である。

(財団法人東京都医学研究機構)

### (2) 共同研究について積極的に推進し、かつ規程を整備すべきもの

#### ア 共同研究の状況

都立病院等共同研究の実施状況は、平成12年度は1件(予算1千万円)、平成13年度は3件(予算3千万円)であり、研究構成員の中には東京都以外の外部研究者が含まれている場合もあるが、基本的には都立病院との共同研究である。

当該共同研究に係る取扱いは、「財団法人東京都医学研究機構都立病院等共同研究実施要綱」に定められており、この中で共同研究の定義を「研究成果の臨床の場等への具体的かつ効果的な還元を図るために、財団が都立病院等と共同して実施する研究をいう。」(同要綱第2)としている。

ただ、当財団における共同研究の前提としては、特定の研究課題に係る研究費予算は全て当財団で手当し、都立病院の医師等を協力者として受け入れる形式である。

#### イ 都立病院以外との共同研究の対応について

当財団の共同研究の目的は、研究成果の臨床の場等への具体的かつ効果的な還元であるため、通常は都立病院との研究が中心になる。したがって、共同研究に係る契約書を締結しなくとも、資金負担や成果物の帰属関係等について問題が生じることは基本的にはない。

ただ、共同研究は、研究の効率化、研究資金の外部調達という面からも、効果が望め、従来の都立病院中心の共同研究から、対象をもっと広く求め、積極的に推進すべきである。

今後、企業や大学等の外部機関との共同研究が生じることも考えられるため、共同研究に係る契約の締結について規程の中で明確にする必要がある。

(財団法人東京都医学研究機構)

(3) 研究の一貫性・継続性等に考慮すべきもの

ア 長期プロジェクトの研究につき、研究者の交代及び評価委員会の報告等により研究期間中において研究方針・調査方法等が変更となり、結果として研究全体の連続性が不十分なものが見受けられた。

平成3年から開始された長期プロジェクトの「中年からの老化予防総合的長期追跡研究」における社会科学班の研究は、平成4・6・8年の調査サンプル採取は、東京都内で代表サンプルを採取したが、10・12年は、全国で代表サンプルを採取しており、この点で縦断研究としていながら連続性のない研究となっている。

上述した事情により変更は止むを得ないものとも言えるが、連続性の喪失は、研究コスト上効率性の点で問題であり、また研究成果の面でも必ずしも十分であるとは言いがたい。縦断研究としての長期プロジェクトについては、研究の一貫性が確保できるように計画段階よりそのテーマ選定、研究方法等について慎重な検討が必要である。

(財団法人東京都老人総合研究所)

イ 経常研究は、研究者個人に研究テーマが帰属する傾向が強く、研究者のライフワーク的な研究が多い。したがって一部のチーム研究を除き、研究者が退職等でいなくなると、研究自体も断ち切れることが通常である。

何年間もの時間と人件費と研究事業費を費やして実施してきた研究成果を、目的を十分に達成することなく中断するケースが多く、研究所としても損失となっている。

対策として、

研究テーマの選定、研究の方向性・方法等の部門長による把握とコントロールを高めること、

研究者の転出等による退職に際しては、なるべく早い段階で報告させ、他の研究者への引継のために最大限の努力をさせること、

当該研究者の転出先との共同研究による研究の継続を図ること  
等々の措置を検討すべきである。

ちなみに、平成12年度で、研究者の退職によって研究途中で中止となった研究事例は以下の通りである。

(表) 研究者の退職によって研究途中で中止となった研究事例(平成12年度)

	神経研	精神研	臨床研	合計
研究計画上、研究終了年度に該当	3	2	6	11
研究目的達成	0	2	0	2
在職者、後任者等により研究継承	0	0	6	6
研究を中断	0	2	0	2

この表では、研究員の退職により、完全に研究が中断したのは、2件のみとなっているが、「研究計画上研究終了年度に該当」の多くは、前年度に翌年度中の退職がある程度予測できるために、あらかじめ予算措置を取りやめたもので、必ずしも研究目的を達成したことにより研究終了したというわけではない。また「在職者、後任者等により研究継承」といっても、退職者のすべての研究を引継いだわけではなく、その一部分を引継いだものも含まれている。

したがって、21件のうち、少なくとも半数以上は、研究所にとっては、それまでの研究費と時間等を、当初の期待した研究成果を十分に得ることなく費やしてしまったわけであり、研究者の退職により研究が実質的に中断することがないように対策を検討すべきである。

(財団法人東京都医学研究機構)

(4) 発明の届出規程を厳格に運用すべきもの

平成12年度継続中の経常研究の中で、既に特許を取得しているもの、または特許申請中のものが6件あった。このうち、財団へ正規の職務発明の届出がなされたものが2件、職務発明の届出がなされなかったものが4件となっている。

職務発明の届出がなされなかった理由としては、諸般の事情で届出ても特許出願の見込みがなく、企業に特許出願の権利を譲り、研究者としては発明・発見者としての名前を残そうとしたケース、あるいは、研究者が、独自に製薬会社等とあらかじめ同意して、研究材料等の無償提供や研究施設等の使用を条件に特許申請権を放棄したケース、などがある。

財団の規程上は、すべての発明について職務発明の届出をすることになっており、研究所の機会利益喪失の可能性、予期せぬ不正の危険性等を考えれば、研究者に対する発明の届出規程の周知徹底と厳格な運用をすべきである。

(財団法人東京都老人総合研究所)



## 5.6 研究評価について

### (1) 研究評価方法の整備をおこなうべきもの

東京都医学研究機構においては平成 11 年度から、東京都老人総合研究所においては平成 12 年度から研究テーマの外部委員も含めた評価制度を実施している。

しかし、評価方法、評価結果の使い方が、両財団間ばかりでなく各研究所間でも統一されていない。

したがって、評価委員の選任、評価項目・評価方法・評価基準・結果集計方法、および評価結果の使い方等を統一し客観的に評価できるようにする必要がある。

また、評価結果については、研究員に対する指導、研究員の人事考課、研究費の予算配分基準ばかりでなく、研究テーマそのものの改廃、縮小・拡大にも役立てる必要がある。このためには、神経総合研究所等が行っている文章による評価よりも、精神医学研究所の一部及び老人総合研究所で行っている項目別点数評価の方法が有効である。

(財団法人東京都老人総合研究所、財団法人東京都医学研究機構)

### (2) 研究評価をプロジェクト研究の予算配分に反映すべきもの

#### ア 予算配分の状況

プロジェクト研究とは、医学及び医学関連分野における行政ニーズに対応した緊急かつ重要な課題で、5 年以内で研究成果を得る見込みがある研究課題を対象とするものである。

プロジェクト研究に係る予算配分額の推移は次のとおりである。

(表) プロジェクト研究に係る予算配分額

年 度	9	10	11	12	13
課題数	6	6	6	6	6
1 課題当りの予算額(千円)	7,000	7,000	5,600	5,040	5,040
予算額合計(千円)	42,000	42,000	33,600	30,240	30,240

上記のとおり、研究課題数は毎年度 6 件と固定しており、1 課題当りの予算額も均等配分されている。なお、平成 13 年度における研究課題 6 件の研究期間は全て 5 年であるが、その内訳は新規 2 件、2 年目 1 件、4 年目 2 件、5 年目 1 件である。

#### イ 研究評価と予算配分額との関係

プロジェクト研究については外部委員を含めた「医学研究機構評価委員会」において、課題別の評価が行われており、平成 12 年度では継続課題 4 件の中間評価と終了課題 2 件の事後評価が実施された。

このうち継続課題 4 件は全て普通以上の評価を得ているものの、総合評価の平均

点には 2.25～2.92 の乖離が生じている。現状では、以下のような事由により、評価結果を翌年度の予算配分には反映していない。

研究課題別の予算配分は、プロジェクト研究全体に係る年度予算額が確定してから均等に配分する方針である。

評価結果を予算配分額に反映させるための明確な基準がない。

評価結果は翌年度の 6 月頃にまとまるため、時間的に翌年度予算に反映させることが困難である。

しかしながら、プロジェクト研究は行政ニーズに対応した緊急かつ重要な研究であるため、本来は研究課題の優先度等に応じて課題別に予算配分を決定し、かつ、継続的に見直すべきでものである。

したがって、既の実施されている評価委員会の評価結果等を利用して、課題別の予算配分に反映させることを検討されたい。

(財団法人東京都医学研究機構)

### (3) 評価結果を研究の継続性等の検討に活かすべきもの

東京都老人総合研究所で実施した外部研究評価によれば、平成 12 年度で 10 年以上継続している経常研究(12 件)のうち、評価点数が平均値以下のものが、7 件あった。

評価実績がまだ 1 年間だけであること、評価方法が確立していない面があること、評価委員が点数制にまだ慣れていないこと、評価対象が研究テーマそのものではなく、研究者個人である性格があること等々から、現時点でこれら 7 件がすべて不適切な研究であるということとは言えないが、少なくとも研究の継続性、テーマの改善・具体化、研究規模の縮小の必要性等について検討する必要がある。

また、現在の評価のあり方は、まだ十分とは言えず、今後、外部委員を含めた評価の体制をつくり、研究テーマの設定、中間評価による研究の存続の可否、成果の活用方法など、多様な観点から、これまでより厳正に評価を行い、それに基づき今後の研究の方向性を決定していくべきである。

さらに、サービス部門に所属する研究者・技術者が行っている研究については、業務の合間に研究を行っている状態で、どうしても中途半端になってしまっている。研究評価書でもこの点が指摘されているところであり、本来の業務に専念する方向で検討すべきである。

(財団法人東京都老人総合研究所)

(4) 研究評価の業務委託の範囲を適切にすべきもの

委託契約のうち、研究所の研究について評価業務を外部委託しているものがある。研究の評価は、当研究所の評価委員会が実施するが、外部評価も積極的に取り入れることが当所の「中期経営計画」上も提言されており、外部評価の実施そのものは、問題ない。

しかし、委託契約上、外部評価業務のみならず、評価の全般的企画等の間接業務も含めて全て外部委託としている。

間接業務については、研究所の主体性を確保すべき業務は研究所で実施するとともに、その他の業務についても、コスト面のメリットを十分考慮の上、その業務委託の範囲を適切にすべきである。

なお、その際には、必要最小限の経費とするよう努めるべきである。

(財団法人東京都老人総合研究所)

5.7 東京都監理団体指導監督基準(平成13年4月1日最終改定)に準拠すべきもの  
以下に掲げる事項については、現状では東京都監理団体指導監督基準から乖離している。

ア 東京都監理団体においては、原則として、「可能な限り独立採算の確立に努めること」とされているが、東京都医学研究機構及び東京都老人総合研究所については、独自収入がほとんどなく独立採算は極めて困難である。

しかしながら、都財政の厳しい状況を鑑みればさらなる自立性を向上させていくことが求められる。

その方策として、国の科学研究費補助金獲得の拡大、受託研究の拡大、民間企業との共同研究の推進等に努めるべきである。

イ 東京都監理団体においては、原則として、「理事長等団体の最高責任者の充て職は、廃止すること」とされているが、東京都老人総合研究所理事長が都福祉局長、副理事長が都福祉局技監、また、東京都医学研究機構理事長が都衛生局長、副理事長が都衛生局技監となっている。

したがって、できるだけ早期に最高責任者の充て職を廃止されたい。

(財団法人東京都老人総合研究所、財団法人東京都医学研究機構)

5 8 物品の取得時期を適切にすべきもの

神経科学総合研究所実験動物施設特殊空調設備改修工事については、平成 12 年 12 月の入札で不調となったことから、改めて平成 13 年 5 月に A と契約（契約金額 3,350 万円、工期平成 13 年 5 月～平成 13 年 10 月）している。

一方、この工事を当初平成 13 年 6 月には完了することを前提として新しいラット架台を設置する必要があったため、製作期間等を勘案して平成 13 年 3 月 2 日にラット用自動給水付飼育架台 6 台を B から購入（157 万円）している。

しかしながら、このラット架台購入に当たって、上記工事が契約の遅れなどから予想以上に時間がかかったことを受けて、契約時期を考慮すべきところ、当初計画通り購入している。このためラット架台は当面使用する必要がないことから B 業者に預けたままとなっている。

「医学研究機構の助成等に関する条例」によれば「毎年度、…運営に要する経費を助成する」とされ、この架台購入費も助成されているが、平成 12 年度中に使用されないものであるため経費の年度帰属が適正でない。

備品購入にあたっては、実際に使用する時期を適切に判断してこのようなことのないよう注意されたい。

（財団法人東京都医学研究機構）

## 5.9 受託研究費の取扱いについて整備すべきもの

### (1) 予算執行の状況について

神経科学総合研究所において、平成12年度では受託研究費を39,241千円(13件)受入れ、共通経費控除後の35,605千円を契約別予算として配分している。共通経費の割合については規程等で明記されていないが、基本的には契約額の約9~10%で算定している。

平成12年度における契約別の予算執行額は、13件中7件が予算配分額を超過しているが、当該超過額については、他の契約に係る共通経費(一般管理費)を充当している。その結果、平成12年度の受託研究費に係る予算執行額は39,241千円(執行率100%)であった。

### (2) 本来の予算管理方法について

受託研究費に係る予算管理は、本来、受託契約単位で行うべきであり、共通経費控除後の予算額が予算執行限度額となる。したがって、ある契約について予算執行残額が生じた場合に無条件にプール予算化することは、適切ではなく、充当基準等の明確なルールを構築すべきである。

### (3) 予算執行に係る規程の整備について

受託研究費に係る規程としては、「財団法人東京都医学研究機構研究費等取扱要綱」があるが、共通経費の割合や契約別の予算執行限度額については明記されていない。

受託研究は外部者との請負契約であり、契約別の厳格な予算執行管理を行う必要がある。

今後は、受託研究費の中に共通経費を含む旨を契約書に明記することや、財団の規程にも折込むことが必要である。

(財団法人東京都医学研究機構)

## 6 0 販売用図書の在庫管理と会計処理を適切に行うべきもの

### ( 1 ) 販売用図書に対する在庫評価を変更すべきもの

販売用の図書について、平成 12 年度末に商品勘定として 508 万円資産計上しているが、商品として取扱うこと、及び評価基準・評価方法に問題がある。

現在は、販売用図書を商品として扱い、原価計算を行っていないが、出版物を製作しているのであるから製品として取扱い、原価計算を実施すべきである。また、集計する製造原価については、現状のような製本のための印刷費用のみでなく、執筆費用や校正にかけた費用も集計する必要がある。製造原価の集計方法の見直しを検討されたい。

さらに、在庫の評価基準・評価方法について、平成 12 年度においては、出版図書の刷り冊ごとに製本のための印刷費用のみを把握し、その平均単価に期末在庫数をかけ在庫金額を計算している。

しかし、管轄税務署へ棚卸資産の評価方法を届出していないため、税務上は最終仕入原価に基づき評価すべきであるし、定価が低めに設定されている現状を考慮すると、健全性の観点からは移動平均法による低価法で評価することが望ましい。

### ( 2 ) 販売用図書の実地棚卸及び在庫管理をすべきもの

平成 12 年度末において、実地棚卸を行ったことを示す資料が残されていない。物品管理要綱の中に実地棚卸の方法についての規程を盛り込み、精度の高い棚卸を行っていく必要がある。

また、同一種類の図書における、販売用図書と行政資料用に無償配布するため保管している図書との区別が不明瞭である。行政資料用に無償配布するため保管している図書については、平成 12 年度末において簿外処理しているが、簿外処理が客観的に妥当であることを示すためには、行政資料用であることを示すスタンプを押すなど、販売物と明確に区別がつくようにしておく必要がある。なお、当該無償配布図書についても、在庫管理をする必要がある。

### ( 3 ) 著作権の整備をすべきもの

販売用図書については、老年学公開講座講演録シリーズのように、多摩市や板橋区、東京都老人医療センター、東京都多摩老人医療センター等との共著が見られる。

しかし、現在は著作権に関する取決めが何らなされていない。著作権に関する規程を整備するとともに、契約を締結する必要がある。

( 財団法人東京都老人総合研究所 )

(意見)

#### 6.1 研究所のあり方について

財団法人東京都医学研究機構及び財団法人東京都老人総合研究所は、民法 34 条の公益法人であり、ともに東京都が実質的に 100%出捐する都の監理団体である。

職員は、東京都医学研究機構が研究・技術部門の 91%(286 人中 261 人)、管理部門の 100%(35 人中 35 人)、東京都老人総合研究所が研究・技術部門の 97%(146 人中 142 人)、管理部門の 100%(15 人中 15 人)が都からの派遣職員で構成されている。

また、研究事業の運営資金は、東京都医学研究機構が 97%を、東京都老人総合研究所が 94%を、各々東京都からの補助金で賄っている。

以上のことから、予算、人事については、東京都の所管局が実質的に管理しており、形式的には外部の独立した民間法人の形態をとっているが、実態としては東京都の附属機関と言っても過言ではない状況である。

とはいえ、両財団が、研究事業に適した運営方式と柔軟性を備えた公益法人として設立された経緯を踏まえれば、その独立性を尊重し、より弾力的な研究事業を、効率的に行っていくことが求められる。そのためには、都は予算・人事につき、規制や指導監督を緩和し、より財団の独自性・自主性を尊重すべきである。同時に、研究内容、成果に対する評価や費用対効果の検証を厳しく実施していく必要がある。

また、財団の方でも、法人運営は都の指示通り行い、事業費は結果として出た赤字部分を都に補助金という形で補填してもらい、研究のみやっていたら良いという姿勢は改める必要がある。両財団とも、今後は、個別の研究テーマの必要性を外部評価等も参考に厳しく見直し、必要と判断した研究テーマに関しては、直接的な経費のみではなく、研究員の人件費、研究所・本部共通費等も積上げた研究テーマ別原価を計算し、それを根拠に都に補助金(予算)要求するような体制作りが必要となる。

また、現在、東京都医学研究機構では理事総数 13 名のうち、東京都職員が理事長他 6 名、都 OB が 3 名、計 10 名で、77%を占めており、東京都老人総合研究所では理事総数 7 名のうち、東京都職員が 4 名で、57%を占めている。「公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成 8 年 9 月 20 日閣議決定、同 9 年 12 月 16 日一部改正)」の、「理事のうち、同一の親族、特定の企業の関係者、所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の 3 分の 1 以下とすること。」(同基準 4 機関(1))という規定には、これらの都関係者のうち、教育職、研究職、医療職を除いて計算するため、形式上は違反することにはならないが、明らかに偏った構成となっているといわざるを得ない。構成比の改善とともに、理事及び評議員には経営的感覚のある人物も選任する必要がある。

両財団のあり方については、都としての政策判断の問題はあるにせよ、現状の形



式と実態のかけ離れた状況では、納税者等への納得のいく説明は困難であるため、早急に改善する必要がある。

(財団法人東京都老人総合研究所、財団法人東京都医学研究機構)

## 6.2 東京都医学研究機構と東京都老人総合研究所の統合の検討について

東京都医学研究機構は、衛生局の所管で、臨床医学総合研究所、神経科学総合研究所、精神医学総合研究所の3研究所を有している。このうち臨床医学総合研究所は、駒込病院と、神経科学総合研究所は府中の神経病院と、精神医学総合研究所は松沢病院と主に協力関係にあり研究を行っている。

一方、東京都老人総合研究所は福祉局の所管で老人総合研究所を有し、主に板橋の老人医療センターと協力して研究を行っている。

2つの財団は、その歴史的な経緯から、各々所管局が異なり、別法人にもなっているが、両者とも医療・福祉系の研究所であり目的も、研究方法もそれほど異なるものでもない。現時点においては、別法人としていることの根拠を探す方が困難とも言える。

研究テーマの重複の排除や積極的な研究協力や共同研究、人材の交流、さらに管理部門の統合による効率化等を考えれば、両者を統合して1つの医療・福祉系総合研究機構とした方が、トータルとして最大限の効果をあげるという都としての政策目的にも合致し、時代の要請にも適合しているものと考えられる。

都は現在、監理団体の見直し等の一環として、財団法人東京都老人総合研究所と財団法人東京都地域福祉財団との統合を進めているが、その推移を踏まえながら、こうした視点に立って、東京都医学研究機構との統合について検討していくべきである。

(財団法人東京都医学研究機構、財団法人東京都老人総合研究所)

### 6.3 補助金額の圧縮方針について

都は財政難解消策の一環として、「財政再建推進プラン」(平成11年7月)により、監理団体等に対する補助金額を平成15年度までに対平成11年度比で30%削減するという目標を掲げ、各団体に指導している。両財団についても、この対象となり、中期計画において目標を達成すべく検討・努力中である

ただ、前述の都からの派遣職員の実態にもあるように、補助金額の70%は、都職員の人件費相当額となっている。研究費・諸経費部分は、当然に財団の効率的運営や経費削減等に対応することになるが、都派遣職員の人件費部分は、個人別の給与額削減に制限がある以上、派遣職員数の削減以外、減らす方法はない。この部分の削減は財団の目標であると同時に、都が積極的に対処すべき課題でもある。

また、現行の補助金支給の仕組みでは、財団が独自収入の道を開拓し収入を増やしても、結果として、それは都からの補助金額を減少させるだけとなり、財団としての増収策に対するインセンティブに欠ける面があることも否めない。

たとえば、研究に必要な高額機器は、每期経常的に購入するものではなく、年度により大きな差があるのが現状であるが、これらの購入に備えるため、独自収入のうちから特定基金を設定するのも一方法である。

(財団法人東京都老人総合研究所、財団法人東京都医学研究機構)

#### 6.4 研究員の身分について

現在、研究員・技術員は 90 数%が、都からの派遣職員つまり都の職員で構成されている。都で公務員として採用し、研究員として両財団に派遣するという方式は、研究員の身分保証、安定した研究の継続という面ではそれなりの効果を発揮してきたわけであるが、一方で、研究所として実施意義が低くなった研究テーマを担当している研究員の削減が困難、給与体系が年功序列を基本としているため、若い優秀な研究員の待遇不満、モチベーションの低下等にもつながっている。

研究テーマの弾力的選定・変更、研究員のモチベーション、効果的な人員合理化等の観点から期限付流動研究員の積極的採用が必要である。特に若手の研究員については、期限付きで、ある程度の研究成果を求める代わりに、能力に応じて高い報酬を支払うという方式のほうが、優秀な研究員の確保にも効果的である。

現在、将来的に流動研究員の割合を 20%まで高めるという目標を掲げているが、上記目的及び組織の活性化という面からは、研究員を原則としてすべて流動研究員にするという発想も必要である。

また、給与水準に関しては、都の給与水準を基準に固有職員の給与水準も決定するという従来からの慣行も見直す必要がある。

(財団法人東京都老人総合研究所、財団法人東京都医学研究機構)

## 6.5 特許等の取得について

特許は申請費用、取得後の維持費用（諸外国におけるものを含む）が多額に発生し、見込まれる特許料収入では、まったく採算が取れないのが現状である。このため、財団としては、製薬会社等との共同申請で、これらの費用を相手側が負担してくれる場合を除いて、原則として特許出願は行っていない。

しかし、特許取得が研究機関の一つの客観的な成果指標として有効であること、また可能性として、中には多額の特許料が入ってくるケースもあることも否定できない状況においては、積極的に特許取得を目指すことも有効なことである。

特許の取得を増やす具体的方法としては、

特許取得費用等の工面と研究者のインセンティブの高揚に対して、財団として積極的な体制作りが必要である。

この体制作りでは、財源を自主財源及び必要に応じて追加的な予算措置に求めることになる。

一方、現在有用な研究成果をあげた研究員に与えられている報奨金（東京都老人総合研究所は12年度実績なし、東京都医学研究機構は12年度1件2万円程度を支給）を大幅に増額し、経済的な面でも研究員のインセンティブを高めることも、検討すべきである。

有用な研究に対しては、企業等との共同研究を組織として積極的に推進するための体制・制度作りが必要である。

国としても、科学技術振興事業団を通して、特許申請のサポート、特許関連費用の肩代わりを行っており、この制度は特許権者が財団にならない、特許収入が直接財団の収入にならないという課題はあるものの、積極的に利用して特許件数を増やすことも図るべきである。

ちなみに、現在進行中の研究テーマで特許取得等につながる可能性のある研究は、各研究所が作成した「経常研究一覧表」によれば次のとおりであり、今後大量の特許取得等が見込まれる。

ただ、実際の特許取得（出願中含む）、実用新案権取得は、昭和53年当時の全実績累計でも臨床医学総合研究所38件、神経科学総合研究所10件、精神医学総合研究所3件、老人総合研究所5件に留まっているのが現状であり、一層の推進を図りたい。

臨床医学総合研究所

核酸・蛋白質複合体の構造と機能、糖転移酵素の構造と機能、プロテアーゼによる機能調節と病体など 63 研究

神経科学総合研究所

神経系の発生と再生のメカニズム、海馬体及び記憶関連領域の神経回路の形態学的解析、神経の変性と再生に関する基礎的研究など 43 研究

精神医学総合研究所

光計測技術を用いたヒト高次脳機能ならびに脳循環に関する研究、蛋白質の蓄積と神経変性の分子機構に関する研究など 5 研究

老人総合研究所

癌化、老化とNDPキナーゼに関する研究、複合糖質による細胞の増殖制御機構の解析研究、アルツハイマー病に関する分子生物学研究など 21 研究

(財団法人東京都老人総合研究所、財団法人東京都医学研究機構)

6.6 研究テーマ（特に経常研究）と、都民の医療・福祉の結びつきについて

(1) 医学研究機構が行っている経常研究 153 件（平成 13 年度）を医療・都民生活への役立ちという観点からグループ分けすると下表のようになる。

(表) 経常研究の分類

	分類	内容	件数			
			神経	精神	臨床	合計
1	創薬	ワクチン開発等につながる	3	4	19	26
2	病気の解明、診断・治療法の開発	より効果的な治療法の開発を目指す等	36	30	43	109
3	医療費の削減	病気の予防等による医療費支出の削減等	0	0	1	1
4	都の医療福祉政策に結びつく	都施策への提言等を行う	0	6	0	6
5	健康維持	研究成果が都民の健康維持等に結びつく	1	1	1	3
6	患者の QOL 向上に貢献	患者の看護者等への助言等を行う	2	3	0	5
7	都民への情報提供	有害物質に関する情報を提供する等	0	0	1	1
8	他の研究分野に貢献	他の研究分野を支える基盤を形成している等	1	0	1	2
	合計		43	44	66	153

この表を見ると、より効果的な治療法の開発を目指す等を内容とする「病気の解明、診断・治療法の開発」への分類件数が多くなっている。これは、当該研究所の設置目的から、都の医療機関と密接に結びついて研究を行っているため、病気の診断・治療に直接的に結びつくテーマが多くなっているという面もあるが、一方で、「医療費の削減」、「都の医療福祉政策に結びつく」、「都民への情報提供」など、一般都民に直接に役立つ部分の研究が少ないといえることができる。

確かに間接的にはあるが「病気の解明、診断・治療法の開発」に係わる研究成果が、都の医療福祉政策に反映され、都民の疾病予防や健康管理の情報として還元されているという面もなくはないが、研究の主眼をどこに置くかということは、今後の研究所の位置づけという問題からも重要な要素である。

特に、「医療費の削減」に貢献する研究が全部で 1 件のみ、「都の医療福祉政策に結びつく」研究が神経科学総合研究所、臨床医学総合研究所で各 0 件、「健康維持」のための研究が各 1 件、「都民への情報提供」が全部で 1 件などの状況は、都がほぼ 100%の研究費を負担している研究所の研究内容として果たして適切かという検討が必要であるし、今後は、これらの目的にも積極的に対処する必要がある。

一方、「病気の解明、診断・治療法の開発」に係わる研究が研究所全体で 109 件

と全経常研究の70%以上を占めている。これらは東京都に限らず全国レベルで医療・福祉に貢献する研究であり、国や他の地方自治体と積極的に共同して研究したり、資金提供の呼びかけを検討すべきものである。

(財団法人東京都医学研究機構)

(2) 老人総合研究所が行っている経常研究147件(平成12年度)を医療・都民生活への役立ちという観点からグループ分けすると下表のようになる。

(表) 経常研究の分類

	分 類	研究テーマ件数
1	創薬	17件 (うち特許2件)
2	病気・治療法の解明	48件 (うち特許4件)
3	医療費削減	5件
4	都の施策に結びつく	32件
5	他の研究分野に寄与	19件
6	健康維持・QOL向上	7件
7	都民への情報提供	4件
8	老化予防に結びつく	15件
	合 計	147件 (うち特許6件)

これらの内、1.創薬、2. 病気・治療法の解明は、研究と成果の関係が比較的分かりやすく内容的にも具体的なものが多いが、4.都の施策に結びつく、5.他の研究分野に寄与、6.健康維持・QOL向上については、研究の重要性を理解できるものは多いが、都が費用を100%負担することの説得性に乏しいものが散見される。これらについては、例えば特定の研究に関する基金の創設とそれに対する出捐という方法で、この研究成果を利用することが予想されたり、または、実際に利用しており、今後も利用が予想される他の自治体、国等に積極的に費用の負担を求めることも検討すべきである。

また、具体的研究の例として、「高齢者の転倒予防の研究」とそれに基づく「転倒予防体操の普及」で、研究所の推計では、高齢者の転倒による大腿骨頸部骨折者(東京都民の年間推計で約1万人)の30%が予防でき、それにより医療費・介護費用が年間約100億円程度節約できるとしている。これは、あくまで「転倒予防体操の普及」が前提条件であり、現状としては、十分行われているとは言えない。研究所のみならず、都も積極的に参加して、このような研究成果の普及に努めるべきである。

(財団法人東京都老人総合研究所)



6.7 外部資金に係る受入状況の開示について

(1) 外部資金の受入状況

東京都医学研究機構の平成12年度における外部資金の受入状況は次のとおりである。

(表) 外部資金の受入状況(平成12年度) (単位:件、千円)

	神経科学		精神医学		臨床医学		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
受託研究費	13	39,241	7	8,924	6	68,626	26	116,791
文部省科学研究費	52	96,157	19	38,510	55	278,099	126	412,766
厚生省研究委託費	8	14,700	6	8,035	2	8,000	16	30,735
戦略的基礎研究	6	169,050	-	-	3	121,859	9	290,909
財団等研究助成金	12	16,990	9	15,800	18	37,825	39	70,615
合計	91	336,139	41	64,269	84	514,409	216	921,817

上記の外部資金のうち、収支決算書上、収入に計上されるのは受託研究費のみであり、他の受入額805,026千円は収入には含まれない。なお、外部資金で購入した備品等を現物寄付として受入れた場合には、財団の固定資産に計上されることになる。

(2) 外部資金の開示について

受託研究費以外の外部資金については、現行規則上、財団の収支計算に含めることが要求されていない。また科学研究費については国の規定により財団会計への受け入れが制限されている。その結果、当該資金に関する事項は収支決算書や事業報告書には記載されていない。

外部資金は財団の研究活動が評価された結果、交付されるものであるため、広報資料やホームページ等で、科学研究費も含めた外部資金について積極的に開示し、財団の活動を都民にPRすることを検討されたい。

(財団法人東京都医学研究機構)

## 6.8 広報活動の効率化について

### (1) 広報活動の状況

東京都医学研究機構の広報活動については、月1回の事務長会議等において本部事務局と3研究所間の調整を行っているが、財団全体として、以下(2)に掲げるような基本方針が明確化されていない。

なお、平成11、12年度の普及事業費の内訳は次のとおりであり、各研究所が独自に予算を持って広報活動を行っている状況である。

(表) 普及事業費の内訳 (単位：千円)

	11年度	12年度
本部事務局	787	2,394
神経科学総合研究所	6,428	5,773
精神医学総合研究所	9,735	8,500
臨床医学総合研究所	4,770	3,652
合計	21,722	20,321

### (2) 広報活動に係る基本方針について

広報活動に係る予算も削減される傾向にあり、今後はより効率的な支出が要求される。そのため、以下のような事項について財団全体としての方針を明確にし、各研究所が一定の方針に従って活動することが望ましい。

ア 広報活動は本部事務局が主導で行うか、各研究所が独自に行うか。

イ ホームページ等のネット媒体について、どの程度のウェイトを置くか。

(現状では3研究所が独自のホームページを運営しているが、本部事務局は開設していない)

ウ 広報活動に係る印刷契約について、どの程度、集中化するか。

### (3) 出版事業に関して

東京都精神医学総合研究所にて開催される各種講演活動に伴い、研究成果の一部が出版物になることがある。しかし現在は、出版事業を財団としては行っておらず、当該出版物は出版社が講演者と個別に交渉の上で発刊されたものに限られている。

財団の普及活動にあたり、出版事業は重要な手段であると考えられるため、出版にあたっての様々な取決めを財団が主体性を持って関係者と協議してゆく必要がある。

(財団法人東京都医学研究機構)

#### 6.9 3 研究所統合による事務の効率化について

財団法人東京都医学研究機構の研究活動は所在地の異なる3研究所で行われているが、研究所の事務レベル会議としては、月1回程度開催される事務長会、調査係長会、不定期に開催される用度係長会、人事担当者会、給与事務担当者会などがある。これらの会合において各研究所の事務効率化に関する情報交換も行われている。例えば、平成12年度では各研究所の業務委託内容やコンピュータシステムを整理し、業務の一部委託化のための参考資料を作成した。

また、財務会計システムについては、現在、本部集中型システムへの移行準備中であり、平成14年度から本格稼働の予定である。

今後も、財団全体としての事務効率化の観点から、本部事務局への業務集中化、取引業者の一本化、物品等の研究所間での有効利用等に関して事務長会等を通して検討されたい。

(財団法人東京都医学研究機構)

#### 7.0 物品購入手続の効率化について

研究所内で使用する研究用の消耗品につき、現在は、仕様書、見積書、請書、納品書などの業者との取り交わし書に付随して、物品請求伝票、支出負担行為伝票(購買稟議)、随意契約締結票、物品請求書兼物品受入・払出書などの書類が整備されている。担当者は当該書類を整備・作成するために多大の労力をかけているが、少額消耗品の購入に際してまで、上記書類の全てを完備しておく必要があるか疑問がある。

また、これらの書類には重複する情報が多いため、書類点数を削減する等、簡素化の余地があり、改善すべきである。

なお、簡素化するに際しては、該当部分の規定の改訂が必要となる。

(財団法人東京都老人総合研究所、財団法人東京都医学研究機構)

#### 7.1 固定資産の償却開始時期について

固定資産に対する減価償却の開始時期について、固定資産に振り替えた日の属する事業年度の翌年度から行っている。

今後、コスト管理をより明確にするためには、一定額以上の高額な固定資産に対する減価償却について、事業の用に供するために固定資産勘定へ振り替えた日の属する月より開始する必要がある。減価償却については、研究所の財務規程の中で「減価償却は、固定資産に振り替えた日の属する事業年度の翌年度から開始するものとする」と謳っているため、上記変更に合わせて、該当部分の規定の見直しが必要となる。

(財団法人東京都老人総合研究所、財団法人東京都医学研究機構)

#### 7.2 科学研究費補助金の会計処理について

文部科学省や日本学術振興会が交付する科学研究費補助金は、特定の研究者または研究グループを交付対象にしているため、従来より財団所属の研究者が獲得した補助金に対しては、本人に代わって財団が補助金を受入れる際の預金口座も各研究課題別に設け、通常の会計帳簿とは別立てで管理している。

平成13年度より、当該科学研究費に関し、直接経費の30%を間接経費相当分として財団が使用することが認められることとなったが、その受入処理と支出処理についても適正に管理する必要がある。

(財団法人東京都老人総合研究所、財団法人東京都医学研究機構)

### 7.3 講演活動について

精神医学総合研究所では普及・交流活動の一環として都民講座、国際シンポジウム、臨床心理技術者研修といった催し物を開催している。この中で、都民講座は無料、国際シンポジウム及び臨床心理技術者研修は有料となっているが、有料・無料の基準が明文化されていない。

講演活動を行うにあたっての、有料化の基準及び有料時の料金設定基準を明確に定める必要がある。

また、東京都老人総合研究所では、公開講座・シンポジウムを年4回程度開催しているが、聴講料は無料となっている。最近の高齢者の医療・福祉の分野への関心の高さから、1回当たり1,000人を超す参加があることもあり、人件費以外の直接費だけでも約100万円を要している。公益法人といえども、実費相当額程度の料金を徴収するのはむしろ当然と言え、有料化につき検討すべきである。

(財団法人東京都老人総合研究所、財団法人東京都医学研究機構)

## 提言

### < 提言 >

#### 1 試験研究機関の設置形態について

これまで、今後の都の試験研究機関の運営のあり方について、共通事項、個別事項において述べてきたところであるが、これを整理すると次のとおりである。

発生主義会計による実効性のある費用対効果分析に基づく、事業運営の改善  
(研究課題別原価計算・評価、使用料・手数料の適正化等)

外部資金の弾力的な受入れによる事業資金の充実

(研究費補助金の積極的受入れ、受託研究費の弾力的導入、特許等の有効活用等)

事業運営にふさわしい組織・人事管理の再構築

(特定研究プロジェクトの編成、短期・臨時的任用、国・民間との交流等)

これらについては、現行の試験研究機関の設置方式において可能なものも多いが、財務会計制度や人事制度を抜本的に改めるためには、弾力的・効率的で透明性の高い試験研究機関の運営が可能となる地方版独立行政法人制度の導入を検討されたい。

なお、都の試験研究機関の独立行政法人化にあたっては、試験研究事業の有用性、経済性、将来性の観点からの試験研究機関の廃止、統合、公益法人化、民営化についての検討を踏まえられたい。

## 提言

### 2 都立の大学との連携について

これまで、一部の試験研究機関においては、研究員を大学の客員教員とする連携大学院協定等を都立の大学との間で締結してきたが十分ではなかった。

今後は、都立の大学の教員と試験研究機関の研究員の相互交流など研究連携の確立により、東京都が有する人的資源や設備等を十分に活用した効果的な研究ができるよう、大学との間で研究連携協定を結び、共同研究を積極的に推進し双方の活性化を図られたい。

(表) 現在行われている試験研究機関と都の大学との連携  
連携大学院

試験研究機関	大学(研究科)	客員教員の数
(財)東京都老人総合研究所	都立大学(理学研究科)	4名
(財)東京都医学研究機構	都立大学(理学研究科)	2名
環境科学研究所	都立大学(理学研究科)	2名
	科学技術大学	1名
産業技術研究所	科学技術大学	1名

保健科学大学では、(財)東京都医学研究機構及び(財)東京都老人総合研究所との協定締結を検討中である。

#### 共同研究

試験研究機関	大学(研究科)	研究テーマ
農業試験場	都立大学(理学研究科)	植物の環境ストレス耐性に関する基礎及び応用・試験研究

コンソーシアム(研究共同体)方式による試験研究機関と都立の大学との連携(平成12年度)

試験研究機関	大学(研究科)	研究テーマ
産業技術研究所	都立大学(工学研究科)	IMIの設計と試作

### 3 首都圏連携について

環境科学研究所では平成 13 年度事業として、近隣自治体と協力して、「東京湾の栄養塩類現存量の把握手法に関する研究（相手先：千葉県、横浜市）」及び「酸性雨の影響に関する研究（相手先：関東 6 県、静岡県、山梨県、長野県及び福島県）」について、共同研究を実施している。また、土木技術研究所では、埼玉県、千葉県等と「都市ゴミ焼却灰を用いた鉄筋コンクリート材料の開発」を共同研究している。水産試験場では千葉県、神奈川県、静岡県の研究機関と共同して、一都三県漁海況速報（水温分布状況）を作成している。

しかしながら、全体としては、近隣自治体の試験研究機関との「共同研究」は、ほとんど行なわれておらず、せいぜい「関東ブロック」等の連絡協議会において、年に 1、2 回情報交換が行われている程度である。

地域性の強い研究分野においてはともかく、首都圏に共通する課題に関する研究分野については、限られた財源を有効活用するためにも、あるいは研究をスピードアップするためにも、研究テーマ設定の段階から近隣自治体の試験研究機関相互の間で協議を行い、共同研究の実施や研究テーマの調整等の連携を強めていくことが望ましい。

また、東京都の試験研究機関における依頼試験や開放試験機器の利用実績を見ると、実態として隣接県の中小企業がかなりの割合を占めている例などが見られる。

そこで、このような現状を踏まえ、東京の中小企業の維持・発展を図るには首都圏の産業集積全体の活性化が必要であるとの観点から、依頼試験や開放試験等の中小企業支援の取り組みについて、将来的には都県相互間で協定を結び、それぞれの都県の中小企業が、他都県の試験研究機関を相互利用できるようなことが望ましい。

今後は 7 都県市首脳会議の場などを利用して、首都圏の試験研究機関相互が密接に連携できるような方策を講じられたい。



## 提言

(表) 近県の試験研究機関設置状況

	東京都	埼玉県	千葉県	神奈川県	山梨県
環境関係	環境科学研究所	環境科学国際センター	環境研究センター	環境科学センター	環境科学研究所
衛生関係	衛生研究所	衛生研究所	衛生研究所	衛生研究所	衛生公害研究所
工業関係	産業技術研究所	工業技術センター	工業試験場	産業技術総合研究所	工業技術センター
農業関係	農業試験場	農林総合研究センター	農業総合研究センター	農業総合研究所	総合農業試験場
畜産関係	畜産試験場	農林総合研究センター	畜産総合研究センター	畜産研究所	畜産試験場
水産関係	水産試験場	農林総合研究センター	水産研究センター	水産総合研究所	水産技術センター
林業関係	林業試験場	農林総合研究センター	森林研究センター	自然環境保全センター	森林総合研究所
土木関係	土木技術研究所				

(参考)

3 市の試験研究機関設置状況

横浜市 環境科学研究所、衛生研究所

川崎市 公害研究所、衛生研究所

千葉市 環境保健研究所